

市町村子ども虐待防止 ネットワーク対応マニュアル



千葉県
平成17年3月

目 次

第1章 地域における子ども虐待への対応	1
子ども虐待って？	2
子ども虐待をめぐる社会状況	5
子ども虐待は地域ぐるみで！	8
どうなる今後の子ども虐待対応	12
第2章 市町村における虐待対応	15
相談・通告への具体的対応	16
市町村に求められる体制	22
第3章 市町村子ども虐待防止ネットワークの整備と運営	25
ネットワークの設置にあたって	26
ネットワークの立ち上げ準備から設置までの手順	28
ネットワークの効果的な運営	30
要保護児童対策地域協議会の設置	34
第4章 各機関の機能と役割	37
市町村の役割	38
児童相談所の役割	39
健康福祉センターの役割	40
関係機関の役割	41
子どもの人権擁護や子ども虐待防止に向けた活動をしている NPO	48
第5章 子どもや保護者への対応のポイント	51
初期対応のポイント…子ども編	52
初期対応のポイント…保護者編	54
支援の方法と留意点	58
児童養護施設等に入所中及び退所後の子どもがいる家庭への支援	60
出産前後における支援	62
DV 家庭における子どもの虐待	64
保護者にアルコール依存症や精神障害などが疑われるケースへの対応	66
参考資料	69
事 例	70
Q&A	75

別冊 資料編：アセスメントシート・様式・早期発見のためのチェックリスト
ネットワーク等の要綱例・関係機関等一覧・関連法規

第1章

地域における子ども虐待への対応



子ども虐待は、子どもの心身の発育、発達に深刻な影響を与え、ときには、子どもの生命さえ奪う著しい人権侵害であり、社会全体で取り組まなければならない課題です。

県と市町村は協働して、子ども虐待を防止し、一人ひとりの子どもが、かけがえない存在として、安全に安心して自分らしく育っていくことができるよう、取組をすすめる必要があります。

この章では、市町村をはじめとする地域における関係機関において子ども虐待についての問題認識の共有を図り、子ども虐待防止に対する取組についてのコンセンサスを形成するための基本的事項についてまとめました。

「子ども虐待」は、子どもの心身を傷つけ、人権を侵害する行為です。

「児童虐待の防止等に関する法律（以下、虐待防止法という）」では、「児童虐待」を「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他児童を現に監護する者）による児童（18歳未満の子ども）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待」と定義しています（虐待防止法第2条）。

児童相談所等が行政措置を行うような場合には、厳密に法の定義に基づき「児童虐待」の判断を行う必要があります。

しかし、子どもたちの安全や人権を守るためには、子どもの視点にたち、子どもにとって有害となるおそれのある不適切な関わりが行われてはいないか、子どもの状況、保護者等の状況、生活環境等から総合的に判断することが重要です。

例えば、離婚して親権・監護権を有しない親や、同居はしていないけれども頻繁に出入りしている祖父母やきょうだい、親のパートナーなどは、法的には「保護者」ではありませんが、子どもにとっては「保護者」に等しい存在であり、このような大人から児童虐待と同じような構造の暴力が行われることが少なくありません。

また、不適切な関わりから虐待までは、ほとんどの場合、連続的に移行します。急激に進行することも少なくありません。そのため、「虐待か虐待ではないのか。」という二分法は、支援を行う際には実際的ではありません。また、「しつけ」かどうかは保護者の意図を問題とするものであり、「虐待」は子どもがどのように受け止めているか、子どもにどのような影響があるかを問題にするものです。

事例対応において虐待かどうかの判断を行うのは、速やかに適切な支援を行っていくためです。まず、見極めが求められるのは、「子どもは安全か」ということであり、「今、必要な支援は何か」と言うことです。「虐待か虐待でないのか」、「虐待かしつけか」にこだわって、適切な支援が必要な時期を逃してしまうと、子どもの安全や権利の回復に多くの困難や時間を要するようになります。

そこで、このマニュアルでは、子どもが保護者と同じように依存し、影響を受ける大人を含めて「保護者等」とし、「子ども虐待」を、「保護者等（強者）とその保護者等に依存している子ども（弱者）という力の差（権力構造）を背景に、子どもが安全に安心して発達、成長する権利を侵害する、保護者等から子どもに対する力の行使」として考えていきます。また、虐待をしている保護者等を指して、便宜上、「親」という言葉を使うこともあります。

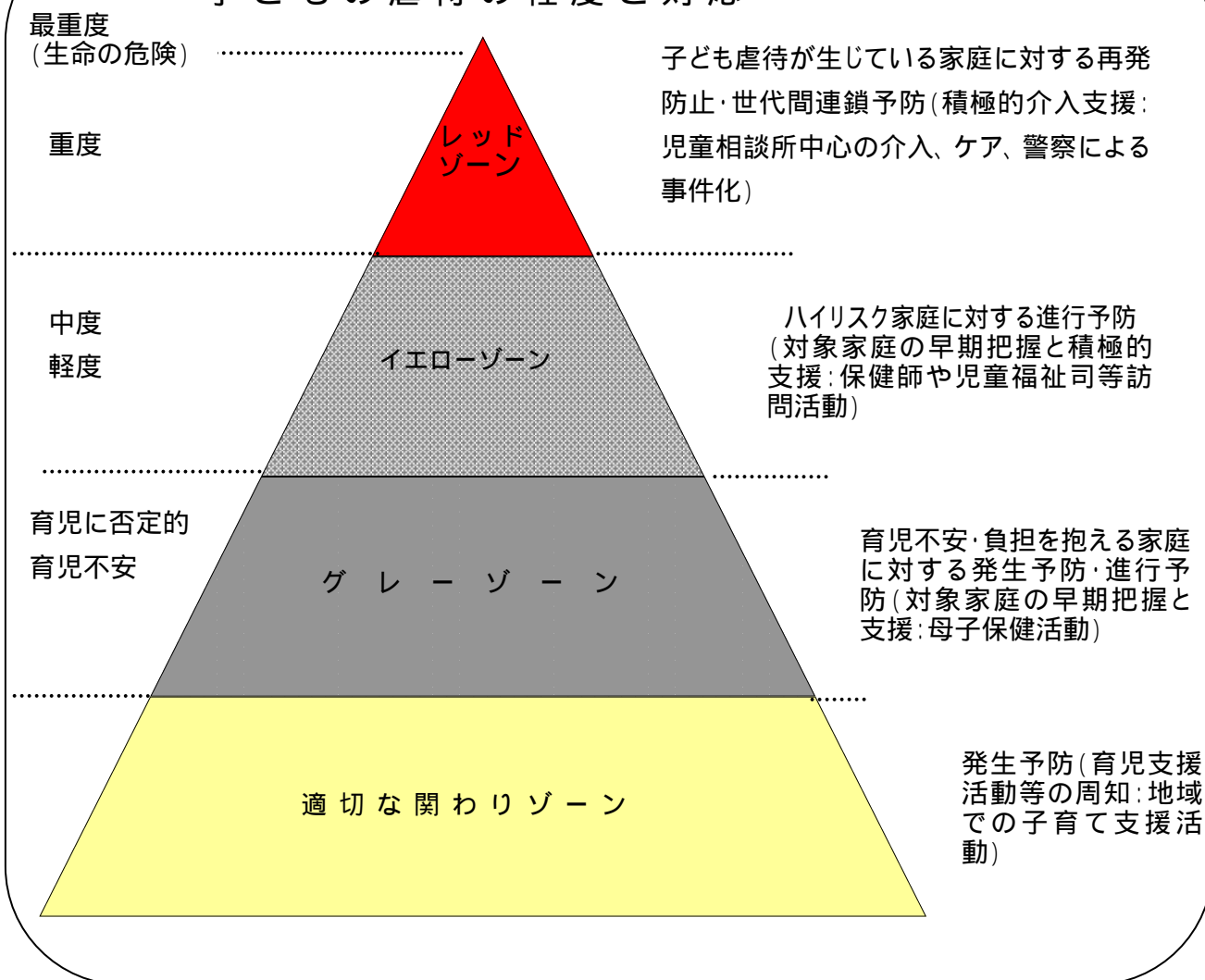
なお、虐待防止法第3条には「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と規定されています。また、保護者以外の者から虐待を受けている子どもは、児童福祉法の「要保護児童」に該当し、保護の対象となることはいうまでもありません。

子ども虐待の分類と被害を受けた子どもにみられることが多い兆候

子ども虐待の分類	兆候	
<p>身体的虐待</p> <p>首をしめる、殴る、ける、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外に締め込め、縄などにより一室に拘束する。 意図的に子どもを病気にさせるなど。</p>	<p>低身長・低体重等発育不良。 十分説明のつかない骨折、アザ、火傷、顔面の傷。 新旧混在する傷跡(繰り返されるけが)。 統制出来ない行動(怒り・パニック等)</p>	<p>挑発的、攻撃的な言動が多い。 人に、へばりつくようにしてくる。</p>
<p>性的虐待</p> <p>子どもへの性交、性器を触る又は触らせるなどの性的暴行、性行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど。</p>	<p>急に性器への関心が高まる。 他の子どもの性器にさわろうとする。 性的な話題が増える。 年齢に不釣り合いな性的知識がある。 性的非行がある。 無断での外泊がある。</p>	<p>人を寄せ付けない。 怯えている。 緊張度が極めて高い。</p>
<p>ネグレクト(養育保護義務の拒否・怠慢)</p> <p>子どもの健康・安全への配慮を怠っている、</p> <p>例:子どもの意思に反して登校させない、重大な病気になっても病院へ連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する</p> <p>子どもを遺棄する、同居人が虐待を放置するなど。</p>	<p>無気力。 低身長・低体重等発育不良。 ガツガツ食べる、隠れて食べる。 身体・服がいつも汚い。 気候にあわない服装。 ひどい悪臭。 きたないぼさぼさ髪。 必要な医療を受けていない。 鬱状態で受動的。</p>	<p>感情表現が乏しい。 親や周りの大人の顔色をうかがい、言動に過敏に反応する。 服を脱ぐことを極端にいやがる。</p>
<p>心理的虐待</p> <p>言葉による脅かし、脅迫 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、 子どもの自尊心を傷つけるような言動、 他のきょうだいは、著しく差別的な扱いをする、 子どもの前で配偶者に対し暴力をふるうなど。</p>	<p>自尊感情の欠如。 いつも極端に承認を求める。 敵意、口汚くののしる、挑発的。</p>	<p>自傷行為。 過食・拒食。 徘徊、家出、不登校、万引き、虚言、薬物使用、援助交際等の不良行為、非行、問題行動と見られる行動。</p>

虐待の分類は便宜的なものであり、現実には重複していることが多い。特に、心理的虐待は、他の虐待と重複して生じていることがほとんどであり、子どもの心理的な発達に対する影響は、身体的虐待そのものよりも、付加している心理的虐待の方が重大な要因となる。

子どもの虐待の程度と対応



マルトリートメント(不適切な関わり)

虐待より広い概念で、大人の子どもに対する不適切な関わり全体を意味している。

18歳未満の子どもに対する

大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども(おおよそ15歳以上)による

身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅かし、性的行為の強要などによって、

明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態

親が子どもに感情的に接する、年齢不相応の早期教育を強要する、年長の子どもが毎晩一人で食事をしている、溺愛するなど、虐待とまでは言えないが、子どもの成長・発達にとって好ましくない養育態度(グレイゾーン)も含まれる。

子ども虐待をめぐる社会状況 私も子ども虐待をしちゃうかも・・・

社会は子ども虐待の存在を否認し、暴力を容認してきました

子ども虐待は、決して新しい社会現象ではなく、いつの時代も身近な大人からの暴力などに苦しむ子どもたちは大勢いました。

近年の相談件数の増加は、子ども虐待の事件についてマス・メディアが取り上げるようになったり、児童虐待防止法の施行等により、社会問題として認識され、これまで潜在していた子ども虐待問題の顕在化がすすんできたことの反映でもあります。

これまでは、「親が子どもを虐待するはずがない」「子どもをかわいく思わない親がいるはずがない」等の認識のもと、社会が子ども虐待という問題の存在を否認してきたのです。

また、子どもの人権に関する認識の欠如から、親が子どもを叩いたり、罵ったりしてもそれは「しつけ」であり、「自分の子どもをどうしようと、親の勝手」、「他人の家のことには口を出さない」ことがあたりまえだとして、社会が子ども虐待という暴力を容認してきました。

そして、子ども虐待は、何か特別な問題を抱える家庭や、特別な親が引き起こす、ごく例外的な問題とされ、子どもたちのSOSは、ほとんどの場合受けとめられることがなかったのです。

社会の子どもの人権に関する認識や、養育水準が高まったことにより、これまでは子ども虐待として把握されなかった事例も、相談・通告が行われるようになりました。

子ども虐待を生み出す社会背景

実際に子ども虐待事例は増加し、その内容も多様化し、対応が困難となってきたというのが、子ども虐待に対応している現場の実感です。

その背景には、子どもや家庭をめぐる社会環境が変化し、子ども虐待を引き起こしたり、深刻化しやすくなっていることがあります。

つい最近まで、子育ては、地域コミュニティの横のつながりの中で行われてきました。

隣のおばさんに気安く「ちょっとこの子をお願いね」と、子どもを預けることができる、子どものいたずらに気が付けば、近所のおじさんが「こらっ」と叱る、そんなことがあたりまえに行われていました。

しかし、地域の間人間関係が希薄になり、また、親自身も「プライバシー」の名のもとに煩わしい人間関係を避ける傾向が強まり、こうしたコミュニティは崩壊してきています。そして、地域社会の中で孤立した家庭という密室の中で子育てが行われるようにな

ってきたのです。

また、家族のあり方も変わってきています。

少子化や核家族化の進展により、家族の中の縦のつながりも希薄になってきています。「親」となる前に赤ん坊や子どもたちとふれあったり、きょうだいや親戚の子育てを手伝ったりする機会も少なくなってきました。困った時に頼りにできた「おばあちゃんの知恵袋」もなくなってきました。

つまり、「親」となるまでに子育ての「良い塩梅」を体得する機会がなく、「親」となつてからは、気楽に相談できる相手もない、そんな状況におかれた「親」が多くなっているのです。

その一方で、子育てに関する情報は、社会に氾濫しています。どのような「育児方法」がよいのか、「本に書かれているとおりに育たない子ども」にどう対応したらいいのか、「親」の混乱はかえって深まることも多いのです。

さらに、働き方の変化等により、「働き盛りの大人」の時間のほとんどが仕事に向けられるようになり、地域においても家庭においても「働き盛りの大人」、特に「父親」の不在が顕著となっています。

「子育ては母親の役割、父親は仕事を優先する」ことを当然とする社会の役割分担意識がこの傾向に拍車をかけてきました。

このような社会状況は、「たった一人で子どもを抱えて途方にくれる母親」を大勢生み出します。

併せて、「母親」には、「母親なら、海よりも深い愛情で子どもを育てられるはず」といった「母性神話」の圧力が周囲からかかったり、内的な規範として神話を取り込み自らを呪縛したりする場合も少なくありません。そして、こうした母性神話は、母親が周囲に手助けをを求めることをますます困難にし、育児に悩む母親を追い詰めるのです。

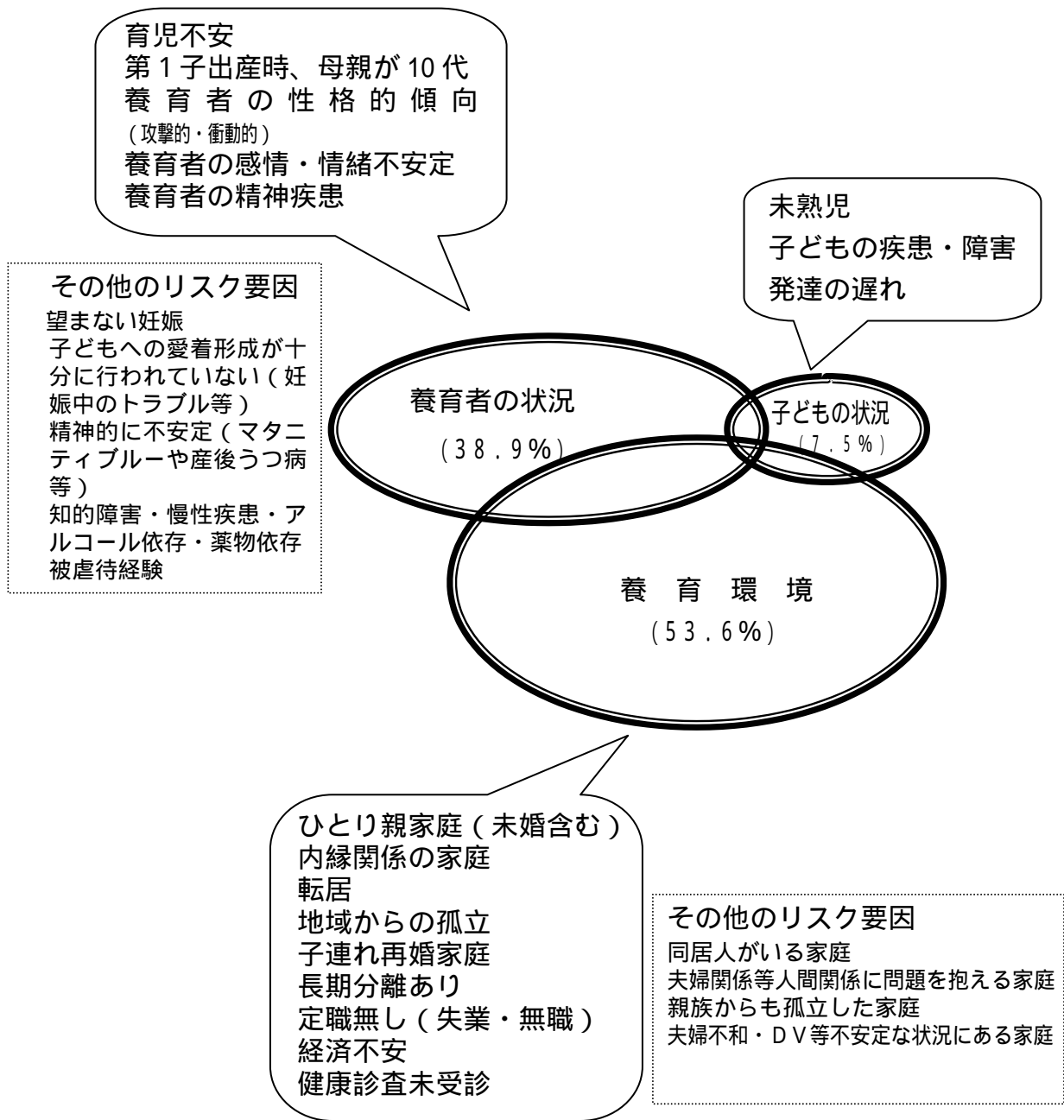
また、ひとり親家庭やステップファミリー等家族形態の多様化や、24時間化の進展による生活時間の多様化、子育てや生き方に関する親の価値観の多様化も、子ども虐待への対応を困難とする背景となっています。「家族」のあり方に1つのモデルを強要し、一人ひとりの生き方やライフスタイルの多様性を否定してしまつては、本当の支援にはなりません。

子どもの虐待は、どこの家庭にも起こりうる社会問題です。

このような状況により、今や「子ども虐待」は、「どこの家庭でも起こりうる」社会問題となっています。

ある地域では、「私も子どもを虐待しちゃうかもしれない」、ごく普通の母親の一言から子ども虐待問題への取組が始まりました。

死亡事例等にみる養育支援が必要となりやすい要素



注) 子ども虐待は、様々な要因が重なって起こります。

しかし、養育支援が必要となりやすい要素やリスク要因を多く有していたとしても、直ちに虐待のおそれがある家庭と判断することはできません。

()内の%は、厚生労働省「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」(平成16年2月27日公表)において、検証を行った125例の分析結果による。 のなかは、その要素としてあげられているもの。

子どもの虐待防止は地域ぐるみで！「孤育て」社会から「個育て」社会へ

まず、地域のなかでできることを考えよう！

子ども虐待に関しては、これまでは、児童相談所が主として対応してきました。しかし、子どもが生活をしている地域において、子どもや家庭に身近な関係機関ができること、地域のなかでしかできないことがあります。

早期発見

子ども虐待は、家庭という密室で起こり、しかも、被害者が声をあげにくい、周囲も子ども虐待に関する認識をしっかりと持っていないと、つい見逃してしまいがちななどの特質があるため、児童相談所に通告や相談があった時点では、既に重篤な状況となっていて、子どもや親のケア、虐待の再発防止に向けた支援が非常に困難であることが少なくありません。

子どもが深刻なダメージを受ける前に、周囲ができるだけ早く虐待の兆候に気づき、適切な機関につなげていくことが非常に重要です。

当人から訴えることをせず、つらい思いを抱えている子どもや親に気づくことができるのは、子どもたちの身近にいる地域の一人ひとりです。

家庭内の暴力(子ども虐待やDV)は、

○家庭という密室で生じるため、外からは見つけにくい。

○当事者が声をあげにくい。

被害・加害の当事者が当事者意識を持たなかったり、問題として認識していないことが多く、声をあげない。

被害者が、被害を受けていることを恥ずかしいこと、「誰にもわかってもらえない」と思わされていたり、加害行為を行っている保護者等をかばう気持ちがあったり、或いは秘密にするよう強要されているため、声をあげられない。

被害者の半数が就学前の子どもであり、声をあげられない。

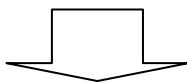
○家庭という私的な領域のため外部からの介入が困難。

○放置すれば、ほとんどの場合、暴力は繰り返され、エスカレートする。

暴力は、身体的な苦痛や自らの存在そのものを否定される等の「恐怖」を利用したコントロール(ひとを支配する)方法です。非常に効果的に、「言ってもわからない」相手を自分の思いどおりにさせることができます。しかし、身体的暴力にはふるう方もふるわれる方も慣れが生じる場合があります。そうするともっと痛くて、もっと怖い暴力でないと効果がありません。

こうして暴力はエスカレートしていきます。しかも急激にエスカレートすることも少なくありません。

一旦強固な支配関係が確立してしまうと、被害者は常に加害者の様子をうかがい、その意図を読み取り従おうとします。このような状況になった場合、たとえ、身体的暴力はなくても、被害者の精神的なダメージはどんどん大きくなっていきます。



子どもや家庭に身近な人が早期発見に努め、適切な支援、介入をすることが必要

地域の社会資源を活用した支援

さらに、子ども虐待が生じている家庭は、保護者等や子どもが、経済的問題や、配偶者間やその他の人間関係、疾病・障害その他様々な問題を抱えていることが少なくありません。そのため、支援に当たっては、様々な福祉サービス等の提供や、民間をも含めた多岐に渡る機関・団体の連携が必要となります。そのためには、住民に身近な市町村が、地域の中にある社会資源について熟知し、子どもや家庭の状況をきめ細かく把握しながら、支援の提供についてのコーディネートをすることが有効です。

子ども虐待に対応していく上で、専門家の知見は非常に重要です。そして、そのような専門家がすべての市町村に存在しているわけではありません。しかし、交通や通信手段が発達している今日、地域外の専門家に様々な形で協力を求めることはできます。

何よりも、日常的に支援を提供していくことができるのは、地域の一緒に暮らす方々です。

地域におけるケア

また、虐待を受けた子どもは、特別なケアを必要とすることが少なくありませんが、どのような形であれ、日常の生活は地域の中でおくこととなります。その地域での生活が、子どもにとって、安全で安心できるものでなければ、たとえどんなケアを受けても癒されることはありません。

特に、子ども虐待を受けた子どもは、最も親密な関係である保護者等から、自らの存在を否定するような扱いを受けたことから、あるがままの自分を大切に思うことや、本来持っている力を発揮することができなくなっています。

そのような子どもにとって、身近な人が「あなたはあなたのままでいい、それだけでかけがえのない存在だから」と受けとめることが、有効なケアになり、ひとを信頼する力をつけていくこととなります。子どもが、自分自身を大切に思う心、ひととつながる力を回復することは、暴力の世代間連鎖を防ぐためにも、非常に重要です。



未然防止

しかし、起こってしまった子ども虐待に対応することはあくまで対症療法であり、子ども虐待を生み出す社会状況、地域のあり方を変えていかなければ、子ども虐待をなくすための原因療法とはなりえません。

本来、子どもは、一人ひとりの個性に応じ、安全に安心して発達・成長する権利を持っています。その子どもの権利を保障することは、社会全体の責務です。

そのためには、子ども虐待を生み出す社会状況を変え、子育て支援サービスの活用を図り社会全体で子育てを支えあっていく地域づくりを進める必要があります。

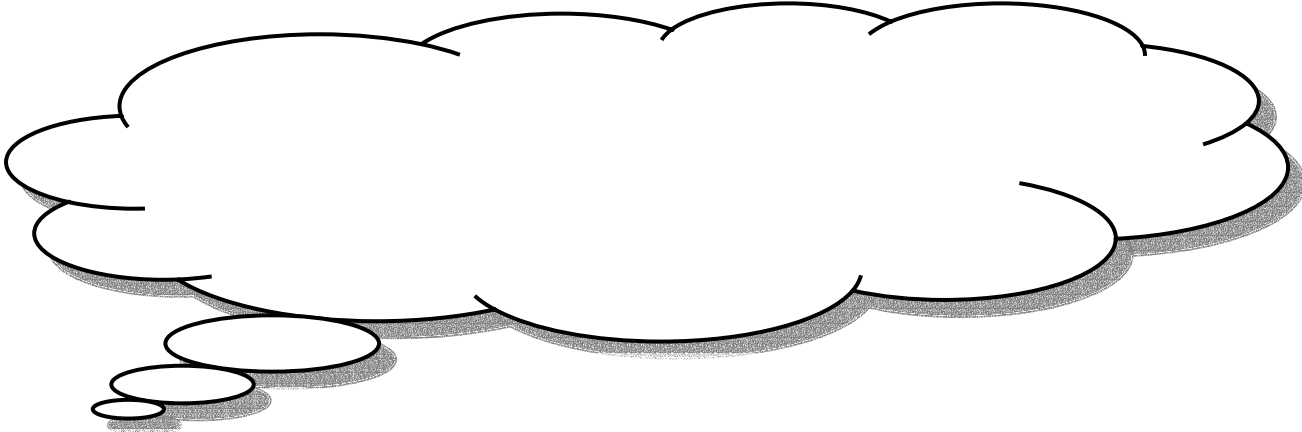
孤立した状況の中で、育児不安や負担感を抱える保護者等に対し、子育て支援サービスの活用等による育児負担の軽減を図るとともに、地域からの孤立を防ぎ、社会全体で子育てを支えあっていく地域づくりをすすめる必要があります。

そのためには、まず、子育てについての悩みなどを気軽に相談できる場の確保とその周知が不可欠です。

また、地域社会や家庭における子育て機能が低下している現状の中では、地域の中で子育て家庭に関わる機関・団体が連携して、各家庭を見守りながら、特に、地域とのつながりが希薄であったり、自発的に子育てサービスを利用しようとならない家庭については、適宜、助言や必要とするサービスの提供等の支援の手を差し伸べていく、言わば「実家機能」を担うことを意識した対応が求められています。

さらに、広報や学習機会の提供等を通じ、子ども虐待や子どもの人権に関する社会的認識の浸透を図るなど、子ども虐待を許さない社会づくりに向けた取組を進めることも必要です。

つまり、子ども虐待をなくすためには、子ども虐待を生み出してしまいう「孤育て社会」から、一人ひとりを個人として尊重しつつ、お互いに支えあう「個育て社会」に地域コミュニティを再構築していくことが求められているのです。



ある市では、子ども虐待の担当職員の方が、「うちの(まちの)子どもたちを虐待から守りたい、一人も死なせたくない、そのためにできるだけことはする、そんな思いで、(ネットワークの)みんなが取り組んでいます。」と話してくれました。

法律も改正されてきました。

市町村は、すべての子育て家庭を視野に入れた支援策を実施！

平成15年には、児童福祉法が改正され、平成17年4月から、市町村は子育て支援事業が積極的に提供されるよう体制の整備に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言・紹介を行うこととされました。これにより、要保護児童等を養育している家庭だけではなく、すべての子育て家庭を対象とした支援が行われることとなりました。

次世代育成支援対策法に基づいた施策の推進

また、次世代育成支援対策推進法により、平成17年度から、県や市町村は、行動計画に基づき、地域における子育て支援策や子ども虐待対策等を進めていきます。

次世代育成の行動計画は、地域のニーズに基づいた目標設定がされており、市町村が行う子育て支援策が具体的に把握できます。

虐待防止法の改正 市町村が虐待通告に対応

そして、平成16年4月には、虐待防止法が改正され、児童虐待の防止から自立支援に関する国や地方公共団体の責務が明記されました。また、児童虐待は人権侵害であることが明記され、虐待の定義や通告範囲も拡大されるとともに、虐待の通告先が市町村、都道府県の福祉事務所、児童相談所となりました。

児童福祉法の改正 児童相談体制の変革

さらに、平成16年12月の児童福祉法改正により、児童相談体制の変革が明確になりました。

児童相談には市町村が対応し、児童相談所は専門性の高い困難事例への対応や市町村の援助に役割を重点化することとなりました。

併せて、市町村が、児童相談や虐待通告に地域の関係機関と連携して適切に対応できるよう「要保護児童対策地域協議会」の設置、運営についても規定されています。

法改正が目指す新たな体制

市町村は、ネットワークを機能させ、地域の様々な資源やサービスを活用し、また、児童相談所は専門性を活かし、お互いに協働しながら、子ども虐待の未然防止から自立に向け、切れ目のない支援に取り組んでいくことが求められています。

どうなる 今後の子ども虐待対応？

法改正により、市町村が、それぞれの地域の実情に応じた子ども虐待防止対策をすすめる法的な根拠が明確になりました。

法改正を踏まえた児童虐待通告への対応

虐待防止法、児童福祉法の改正により、虐待や要保護児童の通告先は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所（健康福祉センター）、児童相談所となります。

虐待対応の基本的な流れ

通告を受けた各機関は、

- 責任を持って受理し、
- 対象となった子どもや家庭について、緊急に、可能な限り情報を収集し、
- 子どもの安全を確認し、
- 自らの機関で対応することが適切かどうか判断し、必要に応じ適切な機関への送致（ケース移管）を行います。
- 自らの機関において対応することが適当と判断した事例については、引き続き、情報収集・調査を行い、
- ケース会議において、他機関へ送致を含め、支援方針を決定し、
- 支援を実施します。

支援の効果等をみながら、支援の終了まで、適宜 から の過程が繰り返されます。

市町村の役割

市町村は、

- ・ 通告先として、地域住民や関係機関からの通告を受理し、
- ・ 関係機関・団体等によるネットワークを構築し、
- ・ 福祉や子育て支援サービスなどの総合的な活用を図り、
- ・ 自らが所管するケースについては、関係機関をコーディネートして支援を実施し、
- ・ 他機関が所管するケースを含め、地域において支援を必要とする子どもたちの情報を一元管理し、総合的なケース管理を行います。

市町村が業務を行うにあたっては、必要に応じ、児童相談所に援助を求めることができます。

児童相談所の役割

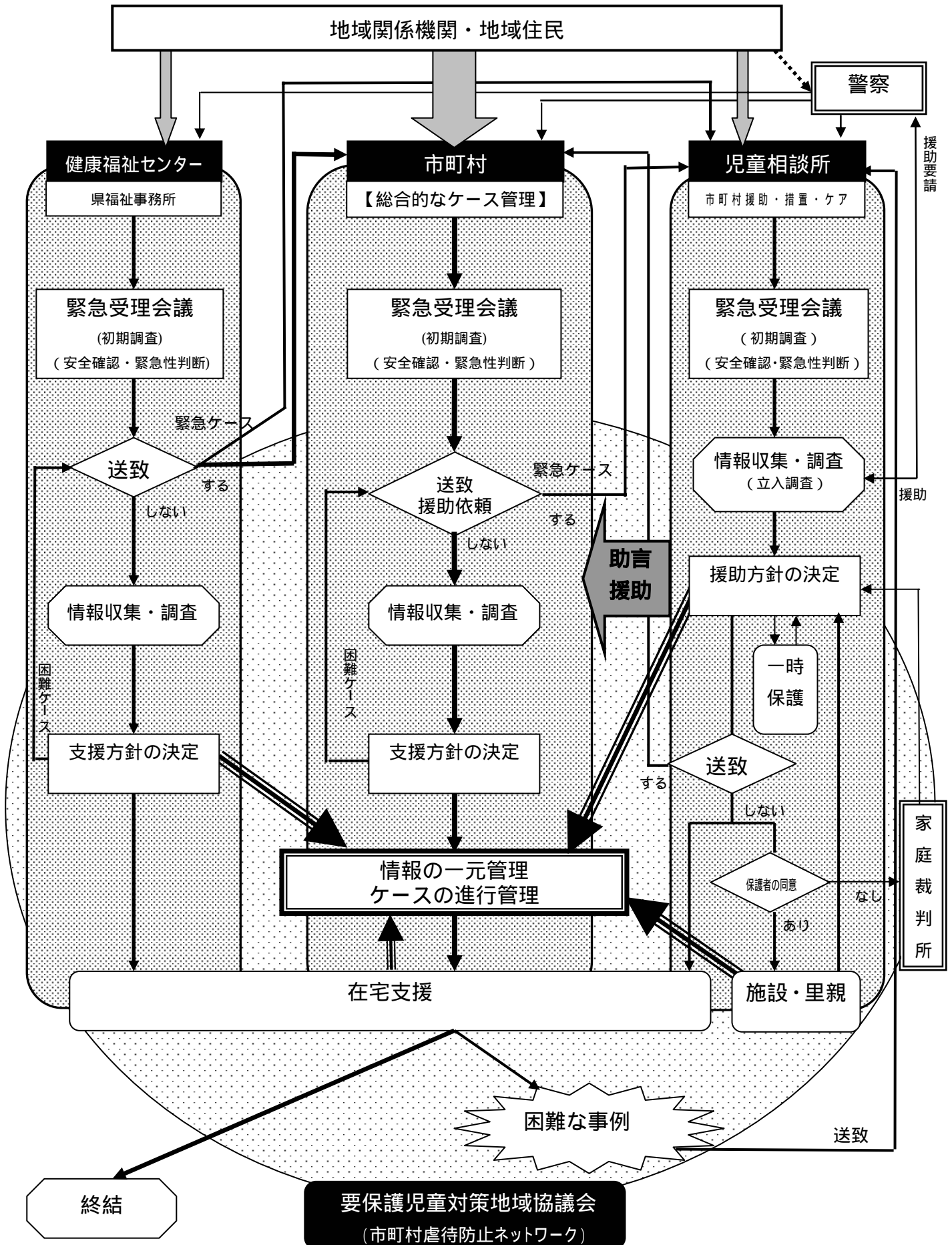
児童相談所は、

- ・ 一時保護や立入調査、施設入所等の行政措置を踏まえた対応や、子どもに対する判定、専門的ケア、保護者指導など高い専門性を要する困難事例への対応
- ・ 市町村の相談体制整備に関する助言や情報提供、研修の実施、子ども虐待防止ネットワークへの参画、個別ケース対応における助言指導など市町村に対する援助に役割を重点化していきます。

健康福祉センターの役割

町村を所管する健康福祉センターは、県の福祉事務所としての役割を担っています。また、保健所としての専門性を生かした対応も求められます。

通告受理機関における児童虐待対応フローチャート



自立に至るまでの切れ目のない支援を市町村がコーディネート

子ども虐待の基本的視点

子ども虐待への対応に当たっては、

子どもが安全に安心して自分らしく育つことができるよう、
子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をし、
虐待の未然防止から子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援

をしていくことが基本となります。

そして、このような取組をすすめるためには、住民の理解と地域ぐるみの取組が必要です。

多機関が連携し、長期間にわたる支援を継続するために

虐待の早期発見・早期対応から自立に至る支援については、関係機関が、情報や問題認識、支援方針についての考え方等を共有し、連携する必要があります。そして、子どもや家庭の状況に即して適切に支援ができるよう、子どもの生活の場を所管する市町村が、進行管理やコーディネートを行います。

多機関が連携して、長期間にわたる支援が必要なことも少なくないことから、各機関における責任体制、各機関の役割分担や協力体制を明確に（虐待の兆候やその変化等を見逃さない、たらいまわしにしない、隙間に落とさないよう、特に留意することが重要です。

子ども虐待対応の基盤づくり

広く住民や関係機関の子ども虐待問題に関する理解を得ることは、子どもや保護者等が地域の中で安定した生活をおくるために大変重要です。

また、このような取組は、地域全体で子育て家庭を支え、子ども虐待を許さない社会づくりを進めるためにも不可欠です。

改正虐待防止法では、国や県、市町村は、子ども虐待に関し、地域住民に対する認識の周知、関係者に対する研修、民間団体に対する支援に努めることとしています。

子どもを虐待から守るためには、地域ぐるみの取組が必要です。
市町村と児童相談所は協働して、関係機関・団体と連携を図り、
自立にいたるまでの支援をしていきます。

第2章

市町村における子ども虐待への対応



児童福祉法の一部が改正され、17年4月から市町村が児童相談の窓口となることが明確に規定されました。なかでも、子ども虐待は、発生予防から自立支援に至る長期の支援が必要であるとともに、迅速な対応が求められるため、あらかじめ対応できる体制を整備しておくことが大切です。その整備にあたっては、市町村内の子どもや子育て中の家庭に関わりのある複数の部署が協力した対応をとれるようにしていくとともに、管轄児童相談所と役割分担や連携方法について話し合いを重ねておくことが大切です。

本章では、市町村が子ども虐待にどう対応していくかについて具体的に記載していきます。

I

相談・通告への具体的対応

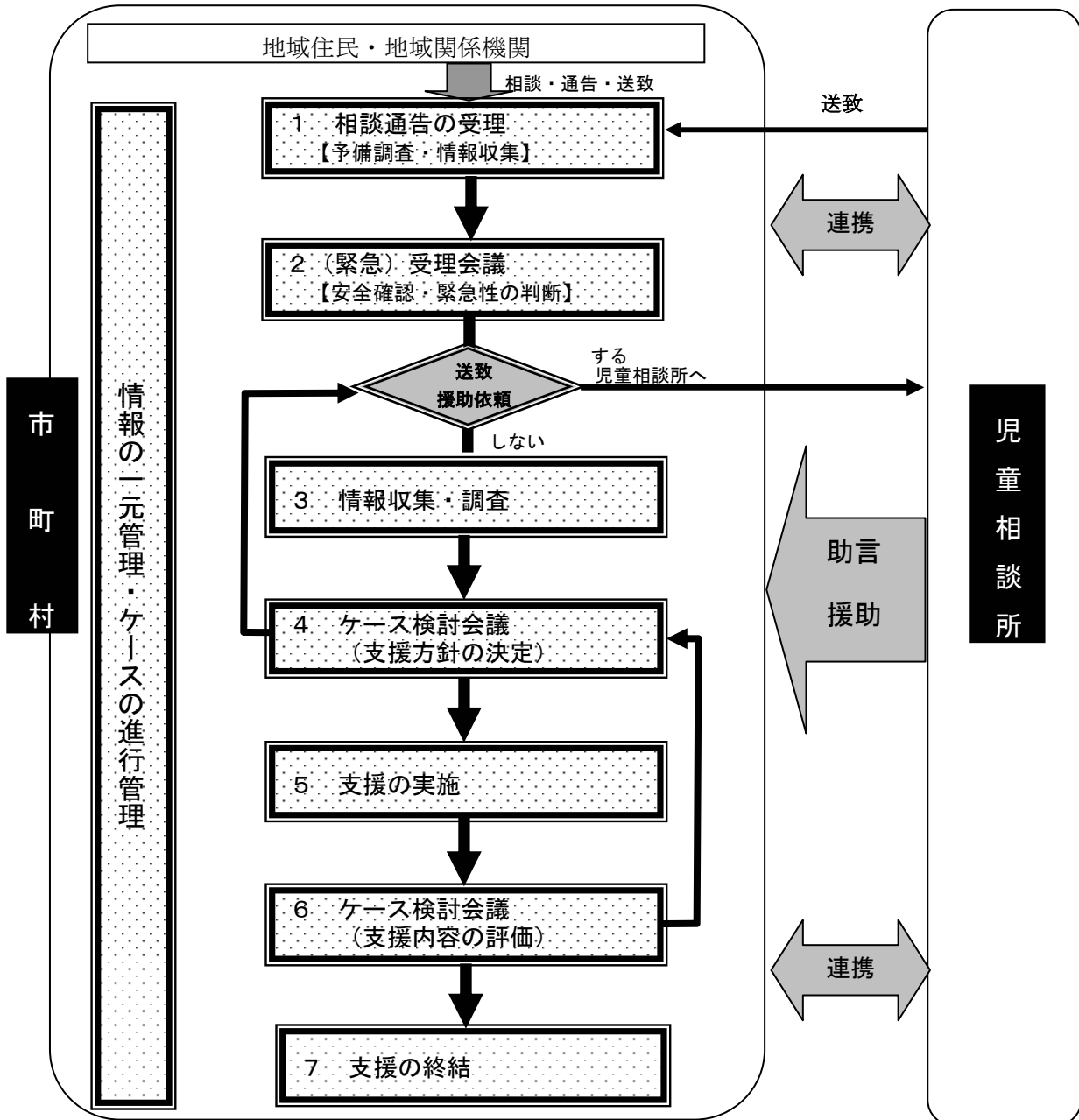
通告・相談の受理から支援の終期までの対応

1 一連の流れによる対応

子ども虐待の事例については、通告・相談の受理から支援の終結に至るまで、一連の流れで対応していくことが必要です。その場限りや思いつきの対応では、子どもや家庭のかかえる問題を根本的に解決することは困難であるばかりか、問題の本質をみえにくくし、適切な時期に必要な支援を行えず、不幸な結果をまねくことにもなりかねません。

常に子どもや家庭の状況を多角な視点で把握し、複数のスタッフで緊急性の判断や必要な支援の検討（アセスメント）を行い、支援計画に基づいた支援を実践していくことが大切です。さらに、定期的に支援内容を見直す等、子どもや家庭にとって必要な支援を効果的に行っていく必要があります。

各段階における実務については、「市町村子ども虐待対応の実務」（P18～）にまとめました。



2 迅速かつ組織的な対応

子ども虐待の事例は、時には生命にかかわる場合もあり、迅速かつ組織的な対応が求められます。特に、ある程度調査がすすむまでは、情報不足により緊急性がみえない場合もあるので、初期情報のみで判断せず、迅速に調査を行う必要があります。その後の支援等においても、タイムスケジュールをあらかじめ決め、定期的に内容の見直しを行いながらすすめる必要があります。いずれの場合においても、担当者一人で判断することは絶対に避け、対応や方針は会議で決定します。

3 情報の一元管理、ケースの進行管理

子ども虐待の被害児童(要保護児童)に関する情報を、一元的に管理していくことが市町村の役割となりました。各市町村で担当する部署(調整部署)を1ヵ所決め、要保護児童に関する事例において動き(受理、支援方針の決定、支援方針の変更、所管部署の変更ほか)があった時には、随時情報が入るようにしておきます。

市町村が所管している事例はもちろんですが、児童相談所が所管している在宅ケースや施設入所中の子どもに関する情報も、把握していく必要があります。

それらに対応していくためには、市町村は随時状況を記入することができる要保護児童に関する台帳等を通常の相談受付台帳とは別に備える必要があります。

4 児童相談所との連携(「送致」・「援助依頼」の活用)

市町村と児童相談所は、互いの特性を理解し、適切に役割分担をしながら子ども虐待に対応していくことが求められています。一つの事例でも、情報量や時間の経過により、必要な支援や対応が変化していくことが多々あります。その際、特に注意が必要なのは、事例の所管をはっきりさせ、隙間に落ちる事例をなくすことです。たらいまわしを避けることはいうまでもありません。

児童相談所との連携を円滑に行うための方法として、「送致」と「援助依頼」があります。

「送致」は、事例所管を移すことが必要な場合に行います。市町村から児童相談所に行く場合と児童相談所から市町村に行く場合の二通りが考えられます。

《市町村から児童相談所に「送致」を行うことが基本となる事例》

一時保護や立入調査、施設入所等の行政措置を踏まえた対応や、判定、専門的ケア、保護者指導など高い専門性を要する困難事例

《児童相談所から市町村に送致する事例》

地域が主体となった支援が適切な事例

一方、「援助依頼」は「送致」を行うほどの状況ではないものの、市町村のみでの対応や判断に不安を感じ、児童相談所に助言や同行調査・訪問等を依頼したい時に行います。当面、市町村は積極的に「援助依頼」を行い、子ども虐待対応のノウハウを蓄積していくことが必要と思われれます。

「送致」、「援助依頼」を行う際は、緊急時は口頭で構いませんが、後日必ず文書を出します。また、送致等を受理した機関は、受理した旨の通知を出し、対応のめれを防止するとともに、組織としての対応や判断を行っていきます。(☞資料編P4～7の様式をご活用下さい。)

いずれの場合においても、管轄児童相談所と協議しながら、すすめていくこと大切です。

< 市町村子ども虐待対応の実務 >

書式等

<p>① 相談・ 通告の 受理</p>	<p>(1) 相談・通告の受付 (文書・電話・来所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受付票をもとに、必要事項を聴取。 <p>注: 丁寧に話を聞く。→相談者は切羽詰っていることが多い。 相談・通告受理後の見通しを説明する。 言いたくないことを無理に聞き出してはいけない。</p> <p>(2) 予備調査・・・緊急受理会議時に行うことも可</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受理をした事例について、関係機関から基礎的情報を収集 (家族構成・関わりのある機関・子どもの所属機関での様子など) 	<ul style="list-style-type: none"> □子ども虐待相談・通告受付票 [様式5] の作成 ●関係機関からの通告は緊急の場合は電話で構わないが、後日通告書を送付してもらうことが望ましい [様式11] <p>□相談受付番号の取得 (受付台帳)</p>
<p>② 緊急 受理 会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急性・送致の必要性の判断 ○ 調査方法 (子どもの安全確認の方法) の検討 だれが、どのように、いつまでに行うか ○ 事例の進行管理責任者とケース検討会議の時期の決定 <p>注: ①できるだけ速やかに実施 (受理日当日の開催が原則) ②「子ども虐待庁内緊急対応チーム」(P22) の緊急召集 (担当者一人で判断することは絶対に避ける。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □緊急性・送致の必要性の判断 (フローチャートの活用) □会議録の作成 [様式8] <p>【児童相談所に送致する場合】 □送致の依頼通知の作成 [様式1] 【児童相談所に援助を求める場合】 □援助の依頼通知の作成 [様式3]</p> <p>□要保護児童台帳への記入</p>
<p>③ 情報 収集 ・ 調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの安全確認 (子どもに会うことが原則) <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの所属機関 (学校・保育所・幼稚園等) への訪問 ・ 家庭訪問 <p>※子どもが学校や保育所等に通っていたり、継続的に子どもや家庭に関わっている人がいる場合には、確認を依頼することもできる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通告者や関係機関等への調査 (所定の手続きを踏んで実施) <p>< 主な情報源と確認できる内容 ></p> <p>福祉事務所: 生活保護の受給の有無、各種手当ての受給状況</p> <p>保健センター: 母親の妊娠中の状況、子どもの乳幼児検診等の受診状況</p> <p>民生・児童委員、主任児童委員: 近所の評判や家庭内の雰囲気、家庭の生活パターン等がわかる場合がある</p> <p>子どもが通う学校や保育所、幼稚園等: 日常的な子どもの様子や最近の変化などの情報</p> <p>きょうだいの通う学校や保育所、幼稚園等: 日常的な子どもの様子や最近の変化などの情報</p> <p>医療機関: 慢性疾患があったり、日常的・継続的に診ている医療機関があれば、病歴だけでなく、家庭内の様子を把握している場合がある</p> <p>警察: 子ども虐待の相談受理状況や対応等の確認</p> <p>児童相談所: 一時保護・施設入所・相談歴や現在の関わりを確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> □調査記録の作成 [様式7] □児童記録票の作成 [様式6] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ケースファイルのフェイスシートとなります (記載内容に変更があった場合には書き加えます。)</p> </div>

④ ケース検討会議 (初回)	<p>※ネットワークの個別支援会議に位置づけられる (効果的な開催方法については、第3章参照)</p> <p>《初期支援方針の決定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事例に関する情報の共有 調査結果の報告及び関係機関等からの内容の補足 ○ 子どもや家庭の状況の整理 ○ 今後の対応方法を検討 <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急性・送致の必要性の判断 ② だれが、何を、いつまでに行うのかを具体的に決める ○ 事例の進行管理責任者と次回のケース検討会議の開催時期を決定 	<input type="checkbox"/> 緊急性・送致の必要性の判断 (フローチャート) (必要に応じて) <input type="checkbox"/> 地域ネットワークにおける事例検討のアセスメントシート <input type="checkbox"/> 会議録の作成〔様式8〕 <input type="checkbox"/> <u>要保護児童台帳への記入</u>
⑤ 支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉や母子保健サービス等の活用 ○ 所属機関や地域の支援者(民生・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員ほか)を活用した支援 ○ 継続的な来所相談や家庭訪問の実施 <p>注：①緊急事態等の場合の連絡先を明らかにしておく ②支援内容や支援時の子どもや家庭の様子を記録する</p>	<input type="checkbox"/> 支援記録の作成〔様式7〕
⑥ ケース検討会議 (再評価)	<p>《支援の見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援計画がどの程度達成されているかを確認 ○ 子どもや家庭の状況の変化を確認 ○ 今後の対応方法を検討 <ul style="list-style-type: none"> ① 支援の継続→支援計画の作成 ② 児童相談所への送致 ③ 支援の終結 	<input type="checkbox"/> 緊急性・送致の必要性の判断 (フローチャート) (必要に応じて) <input type="checkbox"/> 地域ネットワークにおける事例検討のアセスメントシート <input type="checkbox"/> 会議録の作成〔様式8〕 <input type="checkbox"/> <u>要保護児童台帳への記入</u>
⑦ 支援の終結	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケース検討会議で終結を決める <終結の条件> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村への転出→ケース移管 ・一般の子育てサービスや所属機関の通常の支援で対応できるようになった→子どもや保護者等に困った時の相談先を伝えておく ○ 特別な支援が必要なくなってから6ヶ月以上経過をみた上で、要保護児童台帳による管理を終了する。 	<input type="checkbox"/> 受付台帳に終結日を記入 <input type="checkbox"/> <u>要保護児童台帳への記入</u>

<市町村子ども虐待対応実務>を進める上での留意点

1 必要な記録の整備（個人ケースファイルの管理と台帳の整備）

子ども虐待ケースは、長期にわたり、複数の機関や人が関わっていく場合も多く、いつ、だれが、どのような情報をもとに、どう判断をしたかについて、記録に残しておくことが大切です。記録にあたっては、書式を各市町村であらかじめ定めておくことよいと思われます。（☞資料編様式参照）

また、ケース管理を行う上では、台帳の整備も欠かせません。

◆個人ケースファイルの管理

子どもごとにファイルを作成します。担当者が不在の場合でも、ケースの概要がわかるように、児童記録票様式6（☞資料編P9）を最初のページにしておくことよいです。その後のページについては、基本的に時系列で綴っていきますが、様式により紙の色を変える等の工夫をすると、見やすく整理することができます。

●記録の保存期間について●

○取扱いを終了した日から原則として、5年間。

※ただし、児童相談所に送致した事例など、継続的な支援や今後の関わりが予測される事例については長期保存にする等、それぞれの事例に応じて柔軟かつ弾力的に保存期間を設定する。

◆台帳の整備

【相談・通告受付台帳】

子ども虐待に限らず、すべての相談について記入

《目的》

市町村で受理した、すべての相談の把握

《使用場面》

- ケースを受理した場合に番号を取得
- 必要に応じて統計処理区分を記入
- ケース終結の場合に終結日を記入

【要保護児童台帳】

要保護児童と認められるケースについて記入

《目的》

子ども虐待を中心とした要保護児童に関する事例の進行管理・進捗状況の把握

《使用場面》

- 新規に要保護児童と認められた場合にシートを作成
- 会議の結果や他機関から状況報告を受けた内容について記入
- ケースの所管の移動や子どもの一時保護、施設入所特記事項も記入

➡支援していた家庭が他市町村に転居する場合はどうしたらいいの？

- 原則としては、子どもや家族の了解を得て、転居先市町村にケース移管します。
- 了解が得られない場合でも、引き続き支援が必要と思われる場合には、ケース検討会議で対応を協議し、必要に応じて転居先市町村にケース移管します。
- 児童相談所が所管する事例については、児童相談所が転居先児童相談所にケースを移管する必要があるため、児童相談所に転居した旨を連絡します。

2 フローチャートやアセスメントシートの活用

子どもや家庭の現状をどう見立てるか、その後の対応を決めるために非常に大切なポイントですが、実際にはかなり難しいことでもあります。特に経験が少ない場合等には、どのような事項をもとにどう判断したらよいか対応に困る場合もあると思われます。そのような事態をできるだけ避けるためには、フローチャートやアセスメントシートを活用する方法があります。

- ①「子ども虐待対応判断のフローチャート」(☞資料編P1)・・・緊急受理会議や各段階のケース検討会議において、緊急性や児童相談所への送致の必要性等の全体的な方針を検討するためのものです。
- ②「地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシート」(☞資料編P2～3)・・・子どもや家庭にとって必要な支援を具体的に検討していく際に、子どもや家庭の問題を整理し、関係機関が共通の認識を図るに役立ちます。ケース検討会議等で使用する場合には、開催前に、すでに関わりのある機関等に配布し、各機関等で問題を整理した上で話し合いをスタートすると、より効率的に話し合いができます。

3 対象とする子どもの年齢

法律上は、18歳未満の子ども。

ただし、それ以上の年齢であっても、家庭内での暴力や不適切な行為が確認された場合には、必要な支援を行うことができる部署や機関につなぐことが望ましい。

4 管轄はどう決まるのか

《原則》

子どもの保護者が居住する市町村(居住地主義)

(親権者、後見人その他子どもを現に監護する者)

→住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない

《管轄の特例》

警察からの通告→子どもの現在地を所管する市町村(保護者の居住地に関わらず)

受けた市町村は、子どもや家庭環境等について調査を行い、関係市町村等への移管の適否や移管の方法等について決定

電話相談→原則として相談を受けた市町村(子どもや保護者等の居住地を問わない)

必要に応じて管轄市町村にあっせん

子どもの居住地と保護者の居住地が異なる →関係市町村で協議

子どもの福祉及び児童家庭相談窓口の利用の利便性等を考慮

棄児・迷子等保護者の居住地が不明→子どもの現在地を管轄する市町村

保護者等の居所が明らかになった場合には、居住地主義に即して対応



II

市町村に求められる体制

万全な体制は子ども虐待の深刻化を防ぎます！

1 子ども虐待（要保護児童）に関する調整部署の明確化

市町村では、子どもや家庭への支援を行う部署が複数に分かれている場合（保健センター、生活保護申請窓口、児童扶養手当申請窓口ほか）が多く、それぞれ異なる担当者が事務を行っています。しかし、子どもや家庭の目線に立ち、市町村として統一した対応をするためには、市町村内の関係部署をコーディネートし、情報を一元的に管理する調整部署が必要となります。

また、調整部署は、児童相談所や学校、医療機関など地域の関係機関との窓口の役割も併せもち、関係機関の子どもや家庭への関わりの状況も把握していきます。さらに、関係機関が連携した対応が必要であったり、ネットワーク会議を開催する必要がある場合等においても、コーディネーターとしても役割を果たします。

通常、児童福祉主管部署や母子保健主管部署など児童福祉と関係の深い部署がこの役割を担うことが想定されます。（市町村子ども虐待防止ネットワークの事務局、要保護児童対策地域協議会の要保護児童対策調整機関が担当する。）

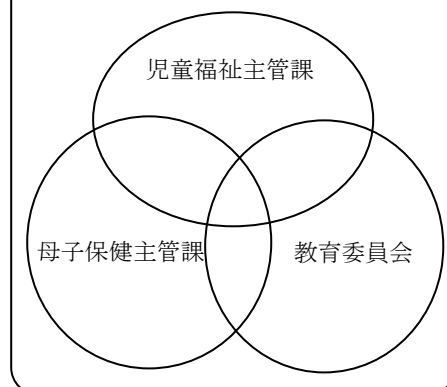
2 「子ども虐待庁内緊急対応チーム」の設置

子ども虐待の相談や通告が入った場合には、基本的にその日のうちに緊急受理会議を行い、その後の対応を決める必要があります。その際に、通告等を受理した部署のみではなく、関係部署（児童福祉主管課・母子保健主管課・教育委員会等）が集まり対応を協議することにより、多角的かつ的確な判断が可能となります。

必要な時に、関係部署を緊急召集できるように、あらかじめ「子ども虐待庁内緊急対応チーム」を設置しておくことよいと思われます。

「子ども虐待庁内緊急対応チーム」は、調査や継続的な支援の中で緊急事態が発生した場合等においても、その後の対応の協議の場として役立ちます。

子ども虐待庁内緊急対応チーム(例)



3 相談・通告窓口の明確化

子ども虐待は、さまざまな問題が積み重なり芽となり、いったん始まると、徐々にエスカレートしていくといわれています。早い段階での、相談や通告を促すためにも、窓口を整備し、地域住民や関係機関に周知しておくことが大切です。この場合には、一つの窓口にも必ずしも限定する必要はありません。むしろ、窓口は複数あった方が、地域住民等はなじみのある窓口を選択することもでき、気軽に相談や通告をすることができます。

また、学校などを通じて子どもに相談できる窓口を周知しておくことも重要です。

管内の学校や保育所、幼稚園、児童館ほか子ども虐待を発見しやすい機関や地域の支援者等に、あらかじめ、「通告書式」や「早期発見のためのチェックリスト」（☞資料編 P15～18 参照）を配布しておくことで発見および通告がスムーズとなります。

4 庁内の連携強化

子ども虐待の背景には、生活苦や夫婦関係の問題など複数の問題が複雑に絡み合っている場合が多く、継続的な支援にあたっては、複数の部署が役割分担を行いながらすすめていくことが必要となります。

また、子ども虐待の事例への対応は、一般の行政サービスのように利用者からの申請に基づき始まることは少なく、第三者からの通告など当事者の意思に関わらないところからスタートしなくてはならないことが多くあります。そうした時には、子どもや家庭と接点のある部署があれば、そこから関わりをスタートさせた方が円滑に対応できる場合もあります。

さらに、市町村として統一した対応をとるためには、子ども虐待の相談・通告を担当する部署はもちろん、子どもや家庭に接点のあるすべての部署が子ども虐待への共通認識を持つことを徹底させる必要があります。

5 必要な人材の育成・確保（地域の資源や人材の活用）

子ども虐待の通告や相談は、時には子どもの生命に関わる場合もあり、その職責は非常に大きなものがあります。迅速かつ的確な対応をとるためには、必要な知識や技術を持つ職員を確保することが必要であり、その育成に積極的に取り組む必要があります。研修会等への参加や通信教育等の受講を促すほか、専門的な知識や技術を習得する機会を多くつくることが大切です。

また、市町村の中でこれまでも子どもや家庭の相談に応じてきた保健師や保育士、精神保健福祉士、生活保護のケースワーカーなどと協力していくことも有効です。

さらに、子ども虐待に理解のある医者や弁護士、カウンセラーなどの専門家などに、ネットワークに参加してもらったり、対応に協力してもらおうよう働きかけ、より専門的な対応ができる体制づくりをすすめていくことも大切です。

6 夜間・休日の対応体制

子ども虐待は、夜間や休日にも起こります。支援に当たっている関係機関や部署において、夜間・休日等の連絡体制を整備しておく必要があります。また、住民の方々からの相談や通告を受け、対応できる体制整備をすすめることが望まれます。

関係機関の通告先はどこ？

◆ 原則：市町村 ◆

ただし、緊急一時保護が必要（警察からの身柄付き通告を含む）、**重篤な身体的虐待、性的虐待の場合は児童相談所**

↳（例：医療機関受診が必要と思われるもの、就学前の子どもの頭部及び顔面の外傷）

今、目の前で行われている暴力を止める場合は**110番**
重篤な身体への傷害、命が危ぶまれる場合は**119番**

第3章

市町村子ども虐待防止ネットワークの整備と運営



子ども虐待は、①家庭という密室で行われ、外からはわかりにくい、②親子関係の問題だけでなく、夫婦関係、経済的な問題、疾病、その他様々な問題が同時に起こっている、③自ら支援を求めることが困難な場合が多いなどの特徴があり、その発見・対応・支援などいずれの段階においても、単独の機関や個人が担うには限界があります。

保健、福祉、医療、教育、警察などの子どもや家庭をとりまく地域の関係機関や関係者がネットワークを形成し、情報共有や役割分担を行うことで、多角的かつ一体的な取り組みが可能となります。

市町村が、子ども虐待に対応していくためには、地域の関係機関等と連携し、ネットワーク型の支援を行うことが不可欠であり、それらを具体化し、促進するのが市町村子ども虐待防止ネットワークです。本章では、市町村子ども虐待防止ネットワークの設置方法や効果的な運営方法などについて記載していきます。

ネットワークの設置にあたって 地域にあった効果的なものに！

1 市町村の実情にあったネットワークの設置

市町村子ども虐待防止ネットワークは、「子どもの虐待防止」という目的を達成するために、地域の関係機関等が、情報や認識の共有化を図り、支援や施策の方向性を検討し、一体となった対応をすすめていくということが基本となります。市町村の人口規模や地域特性により、DV対策や障害児支援、非行対策など他の目的を併せ持たせたり、子ども虐待の対応の中でも未然防止、早期発見、再発防止など力点をおくところを変えるなどして、有効に機能させることが望まれます。

一般的には、人口の多い大規模都市型のネットワークの場合には、複数の子ども虐待事例に常時対応できる体制を整えていく必要があります。

一方、人口が少なく、転出入も少なく、ほとんどの家庭の状況が把握できているような地域では、子ども虐待に特化したネットワークを新規に設置しても、実際に運用する機会が少なく、イザという時に機能しないということも考えられますので、他の目的を併せ持たせたり、広く子育て支援をカバーし、未然防止に力点をおくなどの工夫により効果的なネットワークとなります。

また、市町村子ども虐待防止ネットワークは、児童福祉法で規定された要保護児童対策地域協議会に移行することが望ましく、その場合には、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども対象としていくことが想定されます。

2 会議の種類と目的

市町村子ども虐待防止ネットワークは、代表者会議、実務者会議、個別支援会議の3層構造とするのが基本となりますが、個別事例があまり多くない市町村の場合は、2層構造とすることも考えられます。代表者会議と実務者会議の機能を併せ持たせたり、実務者会議と個別支援会議の機能を併せ持たせるなど、地域の実情に応じて設置します。

実務的な面を重視し、個別支援会議のみの設置でよいのではという意見も聞かれますが、地域の中で子ども虐待の認識の向上を図り、個別支援を継続的に実施できる体制を整備・維持していくためには、各機関の代表者レベルの理解が不可欠であり、多層構造とすることの意義は大きいです。

市町村子ども虐待防止ネットワークと市町村の子ども虐待対応との関係は？

第2章にて、市町村における子ども虐待の対応は、一連の流れで行うこと(相談・通告の受理 緊急受理会議 情報収集・調査 ケース検討会議 支援の実施 ケース検討会議(再評価) 支援の終結、調整部署を決めて情報の一元管理や進行管理を行うことが必要であると述べたところです。

これらを円滑にすすめるためには、各段階において、関係機関等と連携・協力を行っていくことが不可欠であり、それらを具体化し、促進するのが市町村子ども虐待防止ネットワークといえます。

市町村子ども虐待防止ネットワークの個別支援会議は市町村の子ども虐待対応の流れの中のケース検討会議に位置づけ、情報収集や調査、支援の各段階でもネットワークを活用していくことが有効です。

また、市町村子ども虐待防止ネットワークの事務局と、市町村の子ども虐待対応の調整部署は同一とし、一体的な動きをとっていくことが基本となります。

市町村虐待防止ネットワークの構造と運営について

事務局（市町村子ども虐待調整部署）

- 【役割】○虐待ケースに関する情報の一元管理
○関係機関のコーディネート

代表者会議

【役割】

- ・虐待問題への認識の向上
- ・実務者会議等が円滑に行われる環境づくり
- ・子ども虐待防止システムの検討

【参加者】

各機関の代表者

【開催頻度】

年1～2回
緊急時

【活動内容】

関係機関との連携・協力・情報交換
広報・啓発
講演・研修

実務者会議

【役割】

- ・個別ケースの総合的な把握
- ・子ども虐待防止対策の課題の整理

【参加者】

各機関の実務者

【開催頻度】

定期的（月1回もしくは
2～3ヶ月に1回程度）

【活動内容】

定例的な情報交換
ケースの進行管理
ネットワーク全体の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別支援会議

【役割】

- ・個別ケースの支援

【参加者】

各機関の担当者

【開催頻度】

必要に応じて

【活動内容】

支援方針の確立
支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
次回会議（評価及び検討）の確認

<効果的な運営方法>

- 1 基本は「子どもの安全確保と人権擁護」 迷った場合には基本に戻る。
- 2 前向きな議論 済んだことを責めず、今後について検討する。
- 3 それぞれの機関の役割や限界の正しい理解
できないことを責めず、できることを出し合う。
- 4 支援方針に基づく各機関の役割分担と責任の明確化
すきまをつくらない。
- 5 タイムスケジュールを決め、予定どおり進んでいるかを確認
うまく進んでいない場合にはすみやかに支援方針の見直しを行う。
- 6 地域資源の活用 人・モノ・制度の総ざらい。



ネットワークの立ち上げ準備から設置までの手順

1 準備会議の開催

庁内のコンセンサスを得る

ネットワークに対する期待やイメージは、庁内であっても部署によってばらつきがあることが多いため、「ネットワーク設立準備会」を開催し、ネットワーク運営の骨格部分について協議、調整しておくことが必要です。地域の関係機関や団体にも参加を依頼すると、より多角的な検討が可能となります。

地域の実情の把握

地域の実情にあったネットワークをつくるためには、地域の状況や抱える課題を把握することから始まります。子ども虐待の状況はもちろんのこと、地域の中の子育て支援に関する情報(誰が、どこで、どのような取り組みをしているのか等)を広く収集します。また、その中での課題や問題点についても可能な限り把握します。

事務局の決定

事務局は、実質的にコーディネーターの役割を担うことになり、かなりの事務量があります。そして将来的には、ネットワークが関わった子どもに関する情報の一元管理を行っていくこととなります。

市町村において、子ども虐待に関する情報を管理している部署(調整部署)が担うことが基本となります。

(参考)事務局の業務

ネットワークに関する事務の総括

- ・ ネットワーク会議開催に向けた準備(協議事項や参加機関の決定等)
- ・ ネットワーク会議の議事運営
- ・ ネットワーク会議録の作成、資料の保管等
- ・ 個別ケースの記録の管理

支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整

- ・ 関係機関等の支援の実施状況の把握
- ・ 把握した支援の実施状況に基づく関係機関等との連絡調整
(個別ケース検討会議における事例の再検討を含む。)

ネットワークの骨格部分の検討

ネットワークの構築の目的、活動内容、運営方法、構成メンバー等について話し合いを行います。

要綱に盛り込むことの検討

個人情報の管理、守秘義務などの扱いの検討

ネットワークにおいては、個人情報を取り扱うことも多く、守秘義務については、要綱に盛り込んだり、独自に基準をつくるなどの配慮が必要となります。

要保護児童対策地域協議会については、関係機関等に法律上罰則付きの守秘義務が課せられています。

2 要綱の作成

要綱は、ネットワーク運営の枠組みとなるため、地域の実情にあわせ作成する必要があります。最低限必要となるのは下記の項目です。(☞要綱例:資料編P19、20)

《必要事項》

- 1 目的
- 2 事業内容
- 3 組織(構成メンバー・調整機関等)
- 4 運営
- 5 守秘義務
- 6 事務局

3 ネットワークの立ち上げ(公示)

ネットワークの立ち上げに際しては、各機関へのお知らせや協力依頼が必要になります。また、地域住民にも、広報紙やホームページ等を活用し、周知します。

また、要保護児童対策地域協議会を設置する場合には、公示をすることが義務付けられています。(児童福祉法第25条の2)

4 活動の開始

ネットワークの活動内容や構成メンバー等が決定すると、会発足に向けての代表者会議(全大会)を開くのが一般的です。

この代表者会議では、今後の活動内容や各機関が連携して対応すること等を確認します。子ども虐待への関心やネットワークによる活動への参加意欲を高めるための講演会などが行われることもあります。

ネットワークの落とし穴！

ネットワークの要綱をつくり、発足のための会議も開いたし、これで子ども虐待への対策はバッチリだと安心してしまわないで落とし穴にはまる可能性があります。

ネットワークは、基本的に最初から機能するという事は少なく、定期的な会議や個別事例の具体的な支援を重ねる中で、お互いに顔が見える関係となり、それぞれの機関ができることを主体的に考え、十分な意見交換ができるようになって、ようやく円滑に機能し始めます。

また、会議は、あくまでもネットワークを機能させるための手段です。各機関がそれぞれの役割分担に基づき自主的な取り組みをすることにより、具体的な支援を行うことがネットワークの本質であるということを忘れてはいけません。

一方で、ネットワークが円滑に機能し始めると、その効果は絶大なものがあり、子どもや家庭に必要な適切な支援を実施できるようになるのはもちろんのこと、支援者の不安や抱え込みが解消し、さらなる前向きな取り組みを引き出します。

個別支援会議は、市町村で受理した事例の支援方法の協議を行うため、市町村の判断で開催する以外に、ネットワークを構成している機関からの依頼により、開催する場合があります（児童相談所が主に関わっている事例において、地域での支援が必要な場合等）。いずれの場合も、事務局が個別支援会議の開催準備や運営等を行うとともに、記録の作成や保存等の責任を担います。

ただし、事務局とは別の機関が継続的な支援の主対応部署となる場合には、支援中の各機関との窓口・連絡調整・情報の集約は主対応機関に委ねることもできます。その場合には、事務局は主対応部署から定期的に連絡をもらい情報を把握していきます。

（１）会議開催前の準備

事務局

会議の目的の明確化

どのような目的で会議を開催するのを明らかにし、前もって参加者に伝えておくことが大切です。参加者の会議への参加動機がズレていると、議論が広がってしまい、その調整だけに多くの時間を費やしてしまうことにもなりかねません。また、各参加者の事前準備の効果も薄れます。

参加者の決定

会議の目的に合わせ、参加者を決めます。初回においては、子どもや家庭をとりまく機関等を書き出し、全体像をつかんだ上で、参加者を決定します。（エコマップの活用 P79）

事前にわかっている情報の伝達

事務局は、会議開催前にできるだけ、事例に関する情報を集めておくとともに、参加者にも可能な範囲で情報を伝えておきます。そうすることにより、会議では追加情報の確認に絞ることができ、より多くの情報が収集できます。

資料の準備

家族図やこれまでの経過の概略などを資料として配布すると、参加者の事例への理解が深まり、より多角的な意見を引き出すきっかけにもなるので、時間的に余裕があれば準備することが望めます。

名前はイニシャルにする、会議終了後に回収するなど個人情報取り扱いについては十分配慮する必要があります。

参加者全員


事務局だけが、一生懸命会議準備をしても、参加者が会議で初めて情報を得て、対応を考えるということでは、時間的にも内容的にも限界があります。会議で、参加者全員が主体的に議論に参加するためには参加者の下準備が大切です。

情報の事前共有

事例に関する情報をもっている場合には、会議開催前に事務局に伝えておきます。また、当日に聞かれる場合もあるので、短時間でわかりやすく伝えられるように情報を整理しておきます。簡単な資料を人数分用意しておく方法もあります。

また、事務局に事例の概況を聞いておくとともに、必要に応じて関係機関と情報交換をしておくことで会議での議論が深まります。

各自が所属する機関内での協議 （自機関ができることの検討）

会議には、所属する機関等の代表として参加することになります。担当者の参加であったとしても、機関等に持ち帰らないと、何一つ明確な回答ができないというのでは、実質的な話し合いを難しくします。あらかじめ事務局から情報を得て、自機関としての関わりの基本的方向性や、できることを整理しておくことが大切です。（ 地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシート：資料編 P2～3）

(2) 会議当日の進行

出席者の自己紹介(名前、職種、所属機関)

初対面の場合には特に大切であるが、あまり時間をかけるわけにもいかないため、人数が多い場合には、事務局から紹介したり、座席表や名簿を配る等の工夫が必要です。

会議の目的と秘密保持についての説明

事前に伝えてあったとしても、出席者が集まったところで、もう一度確認することが大切です。

事例の概要や取扱い経過の説明

事務局が事前に作成した資料等をもとに行うことが基本となりますが、必要に応じて主に関わっている機関から説明してもらいます。(子どもや家庭と直接関わった機関の話は、参加者に最もインパクトを与え、具体的な判断につながりやすい。)

協議事項

ちょっと気になることでも気軽に確認することができるのが顔を合わせるよさでもあります。

1 事例に関する情報の共有

事務局の概要説明の内容を踏まえ、各機関がもつ情報を補足し、情報を共有します。事前に情報交換をしても、新たな情報が出てくる場合が多くあります。一つだけでは取るに足りない情報と思われても、いくつかの情報を合わせると意味を持つこともあります。

2 子どもや家庭の状況の整理(問題点の共通理解)

子どもや家庭の状況を整理し、問題となっている事項を明確にします。その上で、問題発生の背景やメカニズムについても検討し、共通の認識を図ります。

(☞地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシートの活用:資料編P2~3)

3 今後の対応方法の検討

緊急性の判断

事例の緊急性や一時保護の必要性等について話し合い、共通の認識を持ちます。

(☞子ども虐待対応判断にフローチャートの活用:資料編P1)

支援方針の決定

初回の会議では、まず当面の支援方針を決めます。継続的な支援を行っていく場合には、中・長期的な見通しについても話し合い、方針を立てます。

役割分担

どの機関(だれ)が、いつまでに、どのような支援を行うかを話し合います。誰かが決めてくれるだろうという待ちの姿勢では、いっこうに話し合いは進めません。「私(自機関)は、ができます。」など、できることを出し合っていく姿勢が大切です。

4 次回の会議実施予定時期及び事例進行管理責任者の決定

定期的に支援の見直しが行えるよう、予め次回の会議実施予定時期を決めておきます。また、事例の進行管理責任者を決め、事例が各機関の隙間に落ちないようにします。事務局か事例の主対応機関のいずれかが担います。

決定事項の確認

会議での決定事項を、会議終了直前に全員で確認します。具体的な対応策が決定できない場合でも、そのことを確認し、次の対応につなげていく必要があります。

(3) 会議後の対応

事務局	参加者
会議録(☞資料編P11)を作成し、各機関に送付します。	会議での決定事項を、各機関内で必要な部署に伝達するとともに、組織としてのバックアップ体制をとるようにします。必要があれば各機関内でもケース検討会議を開催し、担当者個人が抱え込まないようにすることが大切です。

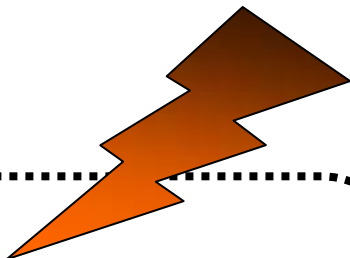
3 支援の実施

個別支援会議での役割分担に基づき、支援を行います。支援内容については、必ず記録に残します。また、支援の中で子どもや家庭の状況が大きく変化したり、気になる点があった時は、あらかじめ決められた部署(事務局もしくは主対応機関)に連絡します。

個人や自機関で抱えこまないことが大切です。

4 地域の中で子ども虐待を発見した場合の対応

子ども虐待ネットワークを構成している機関等は、地域の中の子ども虐待の窓口の役割も担っています。自らの活動の中で子ども虐待を早期に発見することはもちろんのこと、地域住民から子ども虐待に関する相談を受ける機会もあると思われます。そういった場合には、ネットワークの事務局にすみやかに連絡を入れ、対応を協議します。



支援につながらない会議の危険

実質的に機能していないネットワーク会議では、時として各機関が責任を押し付けあったり、対応策や役割分担が決まらないまま、結論がうやむやになってしまうことがあります。こういった会議では、終了直後は出席者全員が危機感を持ちますが、漠然とした不安感や不全感が先行し、具体的な対処法がみつからないため、上等等にも正確な報告がなされず、時間だけが過ぎていくことが少なくありません。そのうちに、他の業務に忙殺されてくると、会議も開催されているし、いくつかの機関が関わっているようだから何とかかなるだろうと危機感が低下し安易に考えてしまう場合もあります。

その結果、蓋をあけてみたら責任をもって継続的に関わっている機関が一つもなく、子どもや家庭が危機的な状況になっていたというのでは、取り返しがつきません。

有効な支援につながる会議にするために（チームプレイが大切！）

《チームプレイの原則》

(1)意欲 (2)技量 (3)戦略

ネットワークによる支援は、チームプレイが不可欠です。

チームプレイの原則を踏まえることにより、有効な支援につながる会議のあり方がみえてきます。

チームとして一つの共通した目的を達成していくためには、まずは目的を達成したいという意欲をメンバー各自がもたなくては始まりません。しかし、意欲だけでは、すぐに壁にぶつかります。次に、メンバーの技量の向上が課題となります。

さらに、やる気があり、技量のあるメンバーが揃ったとしても、目的を達成するためには戦略を練り、互いに協力し合わないとその実力を発揮することはできません。

意欲を引き出す方法

事務局や司会者の雰囲気づくりが特に大切です。

心を動かす・・・写真や実際に関わっている人の声を紹介します。

主体性や自発性を尊重する・・・「 が すべきだ。」というスジ論はできるだけ避け、それぞれができることを出し合います。

プラスの意味づけを行う・・・会議は必ずしも円滑に進み、具体的な方策が出ることばかりではありません。それぞれが、「こんな会議をしても・・・。」という気持ちで終わることは、次につながりません。

ちょっと嫌な空気が流れた時こそ、プラス面に目を向け、あえて言語化し、皆で共有します。

（具体例：「今回の会議は、家庭の問題点を整理できた点はよかったですと思います。残された課題については、引き続き検討しましょう。」等）

メンバーが互いを思いやる・・・他のメンバーに苦勞をねぎらってもらうことで、チームに受け入れられた感覚が生まれ、チームで頑張ろうという意欲が出てきます。会議後の雑談も大切です。

技量を上げる方法

構成員に配慮・・・初心者ばかりで一生懸命話し合いをしても、限界があるので、経験者にも参加を呼びかけます（担当者が初心者の場合には、先輩とともに参加する等）。

経験豊富な専門家に参加してもらい助言をもらうことも有効です。

研修的な配慮・・・実践の中こそ、学ぶことは多くあります。力の差を非難するのではなく、それぞれの力が上がるよう配慮します。専門家に助言を受ける際には、そのノウハウを積極的に学びましょう。

また、子ども虐待へのよりよい対応方法の検討が各地で行われています。研修会等で多様な方法を学ぶことは、その後の実践場面で役立ちます。現実のケース対応とは別に、実務者レベルで事例検討会を実施することも非常に有効です。

戦略を合わせる方法

とことん話し合う・・・チームのメンバーの人となりがわかってこそ、チームプレイができます。黙っていても何も伝わりません。

共通の指標を持つ・・・アセスメントシートやマニュアルを使う等、共通の指標を持つことも役立ちます。

要保護児童対策地域協議会の設置

平成16年度の児童福祉法改正により、子ども虐待を含む要保護児童に係るネットワークが「要保護児童対策地域協議会」として法定化されました。

「要保護児童対策地域協議会」では、関係機関の連携や役割分担の調整を行う「要保護児童対策調整機関」の指定協議会を構成するメンバーに守秘義務を課することが規定されています。

これにより、関係機関の隙間に落ち適切な支援が行われない事例の防止や、民間団体をはじめ、これまで法律上の守秘義務が課されていなかった関係機関との円滑な情報交換や連携を促進します。

参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とこととされており、早急な設置をすすめていくことが必要です。

すでに、市町村子ども虐待防止ネットワークを設置している場合には、「要保護児童対策地域協議会」に移行していくことが望まれます。

要保護児童対策地域協議会の概要

《設置主体》 市町村が原則

《対象児童》

要保護児童(子ども虐待を受けた児童、非行児童など)

《構成員》

関係機関、関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する者その他関係者

《協議会の職務》

要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換

要保護児童等に対する支援内容の協議

《協議会の権限》

情報交換や協議を行うために、必要があると認めるときには、関係機関等に、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる

《協議会構成機関等の守秘義務》

協議会を構成する関係機関の職員等は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない

《協議会設置の公示》

地方公共団体の長は、協議会を設置した時には、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を公示しなくてはならない

《要保護児童対策調整機関の指定》

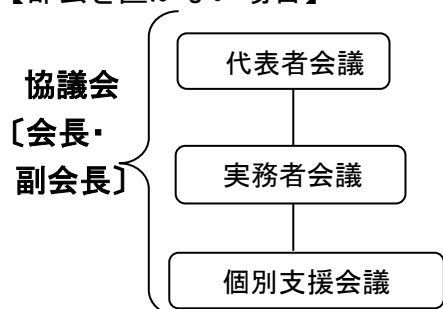
協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一つの機関を要保護児童対策調整機関に指定する

1 組織形態

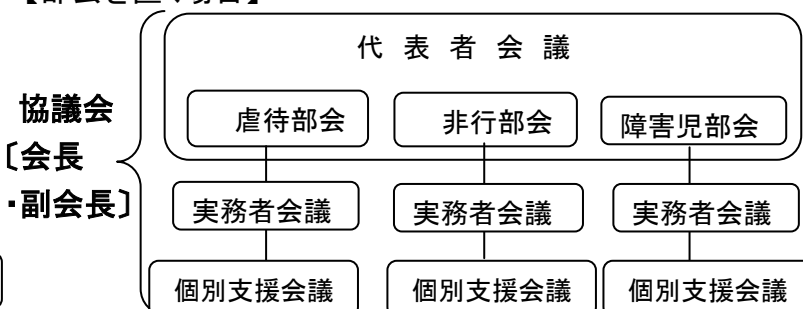
市町村子ども虐待防止ネットワークと同様に3層構造(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)とすることが基本になります。機能を併せ持たせることにより2層構造とすることも考えられます。

また、「要保護児童対策地域協議会」は、子ども虐待に限らず非行児や障害児についても対応していくことが求められているため、特に事例数の多い市町村等においては、部会形式とする方法もあります。

【部会を置かない場合】



【部会を置く場合】



2 要保護児童対策調整機関の指定

協議会を構成する関係機関等のうちから、1カ所調整機関を指定します(児童福祉法第25条の2第4項)。市町村子ども虐待防止ネットワークの事務局とほぼ同様な役割を担うことになり、市町村の子ども虐待等の相談の調整部署が担うことが基本となります。

主な業務はP28を参照。

3 公示について

設置に際しては、公示することが義務付けられています。(児童福祉法第25条の2第3項)

(公示内容)

地域協議会を設置した旨

当該協議会の名称

当該地域協議会に係る要保護児童対策調整機関の名称

当該地域協議会を構成する関係機関等の名称等

関係機関等ごとの児童福祉法第25条の5第1号から第3号までのいずれに該当するかの別(「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するかの別)

公示にあたっての留意点

個人資格の参加者(法第25条の5第3号)は、「市長が指定する者」という形で公示します。(個人名は公示しないことが適当)

4 守秘義務について

協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定されています。(児童福祉法第25条の5)

守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。(児童福祉法第61条の3)

これにより、これまで守秘義務が課されていなかった民間団体等との連携がスムーズになります。

(注意点)

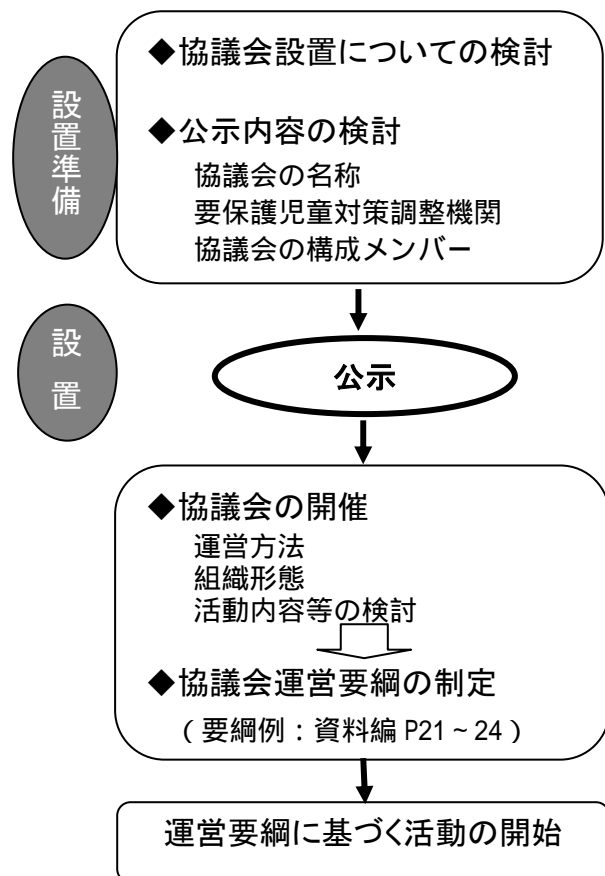
1. 守秘義務は、構成員及び構成員であった者に課されているため、構成員の名簿は常に最新のものとし、過去の名簿も保存しておかなければなりません。
(名簿の管理は要保護児童対策調整機関が行います。)
2. 法人格を有さない任意団体からの参加の場合は、個人での参加となります。
参加者全員を名簿に載せる必要があります。

5 協議会の実際の活動の開始までの流れ

要保護児童地域対策協議会は、市町村が設置し、市町村長が公示することとなっています。

公示する内容(協議会の名称、要保護児童対策調整機関、協議会の構成メンバー等)については、公示前に決定する必要がありますが、協議会の運営方法や組織形態、活動内容等については、公示後に開催される協議会の中で検討していくことが基本となります。検討結果に基づき協議会の運営要綱を作成し、活動を開始するのが一般的な手順となります。

地域の実情を踏まえ、協議会が活動しやすい運営方法等を協議会において検討していくことが望めます。



第4章

各機関の機能と役割



市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な保健・福祉の相談窓口であり、子ども虐待対応ネットワークの中核としての役割が期待されています。17年4月から子ども虐待の通告受理機関となりました。

【子どもや家庭に対応する主な部署】

児童福祉主管課（家庭児童相談室）

子どもに関する総合的な施策の推進を行っています。保育所や放課後児童クラブへの入所手続きや児童手当や母子家庭等への手当などの申請窓口となっている場合が多いです。

また、家庭児童相談室を内設しているところもあり、社会福祉主事や家庭相談員が子どもや家庭に関する各種相談に応じています。

福祉サービスや子育て支援サービスを活用し、子ども虐待の発生予防から自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行うことができます。

母子保健主管課（保健センター）

妊産婦・新生児に関する様々な相談・訪問指導、乳幼児健康診査・子育てに関する教室等を行っています。

保健師は、看護師の資格も併せ持つ、保健・医療の専門職であり、通常区域を担当し、活動しています。

母子保健活動を通じて、子ども虐待の未然防止や専門性や訪問機能をいかし、継続的な支援を行うことができます。

情報の一元管理

ケースの進行管理

福祉事務所（生活保護・各種福祉手当担当部署）

福祉事務所は、生活保護、児童家庭、高齢者、障害者等地域の福祉を図るための機関です。生活保護の実施や各種福祉手当・制度の窓口であり、母子生活支援施設や助産施設への施設入所決定権限を持っています。

福祉サービスの提供による支援を行うとともに、窓口業務等で複数の家庭と接点をもつ機会があるため、子ども虐待の視点をもつことで、支援が必要な家庭を早期に発見することができます。

教育委員会

地域の青少年の健全育成ネットワークの中核的な役割を果たしています。

不登校等の教育相談事業を独自に行っているところもあります。

また、生涯学習や社会教育にも取り組んでおり、各種活動を通じて虐待問題の周知をはかることができます。

さらに、管轄する学校等に子ども虐待への理解を働きかけたり、関係機関との橋渡しの役割を担うことができます。

その他にも、人権施策担当課や広報関係の部署で子ども虐待について地域住民に周知をしたり、住民課や住宅課など福祉とは直接関係ない部署でも子ども虐待への理解をもって窓口業務にあたるなど、市町村全体で子ども虐待の問題に取り組んでいくことが大切です。

児童相談所の役割

児童相談所は、子どもや家庭についてあらゆる相談を受ける専門機関です。市町村が児童相談窓口として明確化されたことにより、今後は、市町村への援助及び介入的な関わりが必要な困難事例、一時保護や施設入所、専門的ケアが必要な事例への対応に役割が重点化されていきます。

【児童相談所の4大機能】

市町村援助機能

個別事例対応への援助、ネットワークへの参画、相談体制整備に関する助言や研修等を行います。

一時保護機能

必要に応じて子どもを一時保護します。

措置機能

子どもを児童福祉施設に入所させたり、里親に委託します。

相談機能

専門的な知識や技術を必要とする子どもの相談に応じます。

必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等と連携し、子どもの援助を行います。

【どのように援助方針を決めるのか】

①社会診断

児童福祉司が中心となり、子どもや家庭の状況、虐待の内容や程度、活用できる社会資源等について調査します。

②心理診断

児童心理司が子どもとの心理面接や心理検査等を通じて子どもの心理的特徴や心理的メカニズムを把握します。

③行動診断

児童指導員や保育士が、一時保護中の子どもの行動観察等を通じて、子どもの行動特徴をとらえます。

④医学診断

医師による
診察・診断
を行います。

～ の診断を必要に応じて行います。援助方針は、各診断結果を出し合い、会議にて決定します。

【子ども虐待対応における児童相談所の主な権限】

立入調査(虐待防止法第9条)(児童福祉法第29条)・・・虐待が行われているおそれがあると認められている場合であって、子どもの安全確認が困難な場合に、児童相談所職員や児童委員等が児童の居所に立ち入って必要な調査や質問を行います。鍵を壊して居所に入ることは、原則的にはできません。

児童相談所長による一時保護(児童福祉法第33条)・・・児童相談所長が一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反しても一時保護を行うことができます。

家庭裁判所の承認による施設入所、里親委託等(児童福祉法第28条)・・・虐待等により、保護者に子どもを監護させることが、著しく児童の福祉を害する状態にもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所に承認を得た上で施設措置等を行うことができます。

健康福祉センターの役割

健康福祉センターは、地域住民の健康の保持増進を目的とし、健康づくりの諸活動を担っている保健所と社会福祉行政の最前線機関である福祉事務所(町村を管轄している7センター)から成り立っています。

福祉事務所は、生活保護等を通じて、支援が必要な家庭を把握しやすい状況にあるほか、市町村、児童相談所とともに子ども虐待の通告受理機関となっています。

一方、保健所は従来から母子保健活動や精神保健活動を通じて子どもや保護者等への疾患や障害に対して専門的な支援を行っており、子ども虐待やそのおそれのある家庭に無理なく接することができる機関です。また、地域保健法において、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、必要な援助を行うこととされています。

児童福祉法には、保健所の業務(第12条の6第1項)及び児童相談所長は保健所に保健指導その他の必要な協力を求めること(第12条の6第2項)が規定されています。

今後は、日ごろの活動を通じての早期発見はもちろんのこと、継続的な支援等含め、発生予防から自立支援に至る各段階での役割が期待されています。

【子どもや家庭に関する主な相談業務】 ◆相談日や相談時間が各センターごとに決まっています。

長期療養児等健康相談

将来、精神運動発達面において障害を招来し、長期の療養を余儀なくされるおそれのある児童について、医師、保健師、臨床心理士等が相談に応じます。

女性の健康相談

女性が、身体的・精神的な悩みや不安を気軽に相談できる医師による健康相談窓口です。

療育相談

身体に障害のある児童につき、保健所が審査を行い、又は療育に関する相談に応じます。

DV相談(配偶者暴力相談支援センター)

DV 専門相談員や婦人相談員が配偶者等から暴力を受けた人の相談に応じます。必要に応じて、女性サポートセンターへの一時保護や裁判所への書類の提出等を支援します。

精神保健福祉相談

精神科医、精神保健福祉相談員、保健師等が心の健康や精神科疾患に関する相談を行います。必要に応じて、訪問も実施します。

家庭児童相談室(福祉事務所)

社会福祉主事や家庭相談員が子どもや家庭に関する各種相談に応じます。

【※児童相談所長が保健所に対し、協力が求められる事項の例】

保健、栄養上の指導依頼

(身体に障害のある子どもの療育指導、精神に障害のある子どもへの指導等を含む。)

保健所の関与が必要と認められる事例への協力依頼

- ・ 保護者等が統合失調症等の精神疾患
- ・ アルコール依存症等にかかっている場合や育児ストレス
- ・ 産後うつ病 ・ 育児ノイローゼがある
- ・ いじめ問題、引きこもりその他の思春期に特有の精神保健問題への対応が必要

関係機関の役割

子ども虐待を防止するためには、日頃から、国や県、市町村等の公的機関だけでなく、民間の機関や団体、自治会や子育てサークルやなどのインフォーマルな機関やNPOなど多岐にわたる機関が、子ども虐待に関する問題認識を共有したうえで、それぞれの機関が持つ機能をいかした取組や活動をすすめることが不可欠です。

そして、子ども虐待の未然防止から早期発見・早期対応、再発防止や見守り、自立に向けた支援など各段階において、関係するすべての機関が連携して子どもの安全を守り、家族を支えていくことが求められます。

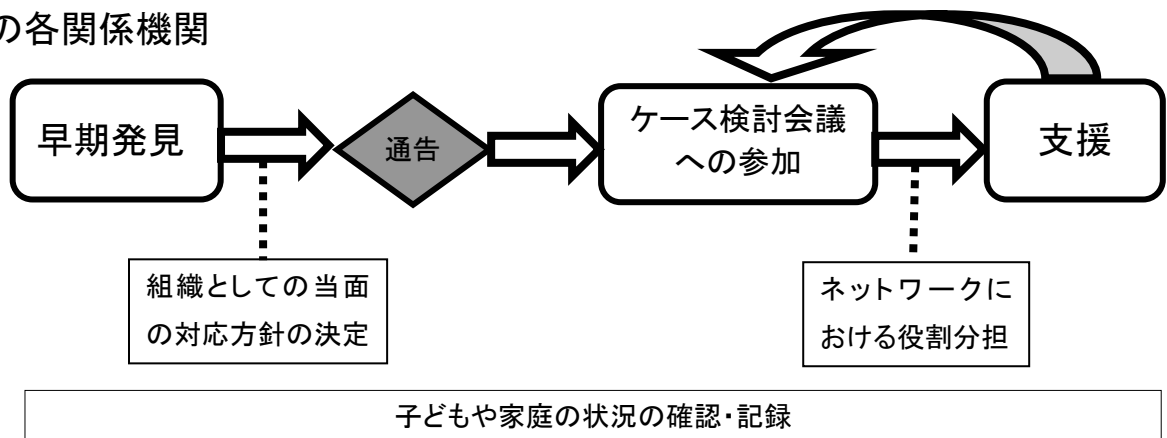
特に、子どもや子育て家庭に関わる地域の各機関においては、それぞれの活動のなかで、特別な支援を必要とする家庭や子ども虐待の早期発見に努め、市町村に通告するなど、適切な機関へつなげていくことが重要です。

しかし、通告したらそれで役割が終わりということではありません。

支援はそこから始まります。

子ども虐待防止ネットワークの一員として、それぞれの役割を担っていくことが期待されます。

地域の各関係機関



虐待防止法第5条

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

関係機関の特徴と役割

未然防止

機関名		機関の特徴	
警 察	警察署生活安全課	○少年非行の防止及び防犯活動 ○各種相談、許認可事務 ○少年事件捜査及び特別法犯の取締り	
	警察署刑事課	○殺人、強盗、傷害、窃盗等刑事事件の捜査 ○覚せい剤及びけん銃の取締り	
	少年センター	○少年非行防止及び健全育成に関する 相談、補導及び広報啓発活動等	
学校		○子どもに家庭から離れた場を提供する ○日々の観察で子どもの変化に気づくこと ができる	○子どもの様子や行動を観察する (健康状態、不自然な傷、衣類の汚 れ、表情等) ○子どもが相談しやすい体制の整備
保育所・幼稚園		○未就学児の通所・通園の施設 ○子どもに家庭から離れた場を提供する ○地域における子育て支援・教育施設 ◎保育所利用については、「特別な支援を 要する家庭」に配慮する。(虐待防止法第13条の2)	○子どもの様子や行動を観察する ○保護者からの相談に積極的に応じる
地域子育て支援センター		○保育所等において、専任職員を配置し、 子育て家庭の育児不安等の相談、サー クル支援、情報提供等を実施	○子どもと保護者の様子を観察する ○保護者の子育ての悩みや不安を受 容的に聴く
民生児童委員 主任児童委員		○厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域に 配置されているボランティア ○地域住民の福祉相談や福祉行政への協 力活動を実施	○日頃から地域を巡回し、地域の状況 把握に努める(転入家庭があった場 合には声をかけてみる等)
母子保健推進員		○市町村長から委嘱を受けた、母子保健 に熱意を有するボランティア ○地域に配置され、保健所や市町村の母 子保健事業に協力	○乳幼児をもつ保護者の相談相手にな ったり、母子保健サービスの活用を 呼びかける
青少年指導(補導) センター		○地域における青少年の非行防止のため に、関係する機関・団体・民間有志等の 活動拠点 ○街頭補導活動、少年相談、非行防止な どの広報活動を実施	○広報活動の推進

早期発見	初期対応・介入	保護・支援
○相談、捜査、補導活動を通じた発見	○児童相談所からの援助要請への対応(立入調査その他) ○地域住民からの通報への対応 ○通告	○市町村、児童相談所、健康福祉センター等との連携
○事件捜査を通じた発見	○事件化	
○相談、補導活動を通じた発見	○警察署を通じて、通告	○市町村、児童相談所、健康福祉センター等との連携
○日頃の子どもとの接触をとおして早期発見 ○担任・養護教諭・スクールカウンセラー等職員の横のつながりを強化し、小さな変化を見逃さない。	○不自然な傷等発見した場合には、疑いの段階で記録に残す ○学校内で対応会議の開催 ○通告	【子どもへの支援】 ○子どもの様子の変化の観察 ○子どもに受容的に接し、信頼感の回復をはかる 【保護者への支援】 ○保護者の言い分にも耳を傾け、保護者の養育姿勢・状況を把握 ○必要に応じて家庭訪問を行い、家庭状況を把握する
○日頃の子どもとの接触をとおして早期発見(特に着替えの時等に全身の変化をチェック) ○送り迎え時に保護者の様子や親子関係をみる	○不自然な傷等発見した場合には、疑いの段階で記録に残す ○所内・園内で対応を検討する ○通告	同上
○親子の様子を観察	○不自然な傷等発見した場合には、疑いの段階で記録に残す ○通告	同上
○日常の相談活動での発見	○不自然な傷等発見した場合には、疑いの段階で記録に残す ○通告	○市町村、児童相談所、健康福祉センター等と連携して地域の中で支援を行う
○街頭補導活動、少年相談の中での発見	○センター内で対応を協議 ○通告	

機関名		機関の特徴	
中核地域生活支援センター		<ul style="list-style-type: none"> ○子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことを支援する ○福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護等の機能を併せもつ、24時間365日体制の機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な支援の中で、常に子どもの人権擁護の視点をもつ ○地域のネットワークづくりのコーディネーター
医療機関 医師・歯科医師・看護師・ 薬剤師・ソーシャルワーカー等		<ul style="list-style-type: none"> ○医療行為の提供 ○不自然な怪我や火傷、慢性的な心身症等の中から虐待の疑いを発見できる ◎県歯科医師会では、「歯科と児童虐待」というマニュアルを作成している 	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待に至っていなくても子育てに支援が必要と思われる場合には早めに市町村に連絡を入れる(厚生労働省通知「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関からの市町村に対する情報提供について」)
精神保健福祉センター		<ul style="list-style-type: none"> ○心の健康に関する問題で悩んでいる人やその家族の相談に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> ○心の健康に関する正しい知識の啓発
教育委員会	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校・いじめなどの様々な課題解決と子どもたちの心豊かな成長を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の周知を行い、問題が深刻化する前の段階での相談をうながす
	総合教育センター 特別教育支援部	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある、あるかもしれない子どもの養育や教育についての相談(LD ADHD等の相談も可) 	
	教育事務所 教育相談室	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育、家庭教育、問題行動等に関する相談 	
児童館・児童センター		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子どもたちに健全な遊びの指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○遊びを通じて、親子の交流の促進をはかる
放課後児童クラブ		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校低学年児に対し、授業の終了後に児童館や学校を利用して適切な遊びや生活の場を与える 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの様子や行動を観察する
ファミリーサポートセンター		<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児や小学生等の子どもを養育中の労働者や主婦を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の周知を図り、支援を必要としている家庭の利用を促進する
女性サポートセンター		<ul style="list-style-type: none"> ○DVをはじめとする女性の相談に応じる(電話相談・来所相談を実施) ○一時保護機能を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の周知を図り、早期に相談につながるようにする
女性センター		<ul style="list-style-type: none"> ○不安や悩みをかかえている女性の相談に応じる(電話相談・面接相談を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の周知を図り、早期に相談につながるようにする
弁護士		<ul style="list-style-type: none"> ○法律の専門家、人権擁護の担い手として、様々な法律問題の解決を行う、 ○法的視点から子ども虐待対応のアドバイスを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動の中で、子ども虐待の視点をもつ
自治会・町内会 ・子ども会など		<ul style="list-style-type: none"> ○日常の中で子どもや保護者と身近に話をするができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な相談相手として、家庭の孤立を防ぐ(交流・子育て情報等の交換)

早期発見	初期対応・介入	保護・支援
○相談業務、家庭訪問による発見 ○他機関からの連絡による発見	○福祉救急隊の派遣 ○通告	○継続的な生活支援を行う ○人権擁護活動
○診療の中での発見	○虐待の疑いがある場合には、詳細な記録をとる ○病院内で対応の検討 ○通告	○入院による経過観察 ○在宅児が受診した場合の経過観察
○相談業務の中での発見	○センター内での検討 ○通告	○在宅ケースの見守り・経過観察 ○保護者への支援 ○関係機関への助言
○相談の主訴にとらわれず、家庭の様子全体を把握するようにする	○所内での対応の協議 ○通告	
○子どもの様子の確認	○子どもの所属機関への相談 ○通告	○在宅ケースの見守り・経過観察
○親子の様子の観察	○子どもの所属機関への相談 ○通告	○在宅ケースの見守り・経過観察
○援助会員の児童虐待への理解を深める	○援助会員がセンターに状況報告 ○通告	○在宅ケースの見守り・経過観察
○相談業務の中での発見	○所内での対応の協議 ○通告	○DV 被害者と同伴している子どもの一時保護・支援
○相談業務の中での発見	○所内での対応の協議 ○通告	○母親の自立に向けた支援
○相談業務の中での発見	○通告	○事例への法的アドバイス
○日常の活動での発見	○通告	○地域での見守り

機関名		機関の特徴	未然防止	
家庭裁判所		<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や親族に関するいろいろな問題について、その解決が図られるよう審判や調停を行う ○調停で解決されなかった離婚や離縁などの問題についての訴訟を取り扱う ○非行少年（罪を犯した少年、罪を犯すおそれのある少年など）について調査、審判をする 		
法務局・人権擁護委員		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもへの虐待、学校でのいじめや体罰など子どもの人権についての相談 	○相談窓口の周知	
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法に規定された民間福祉団体で、社会福祉に関する事業を企画・実施する他、相談事業や啓発宣伝を行う 	○子育てサロン等による子育て家庭の交流促進	
入所型児童福祉施設等	母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ○DV その他生活上の問題により、子どもの養育が十分できない時に、母子で一緒に生活できる場を提供するとともに、自立支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民に対する児童の養育に関する相談・助言 ○退所児童に対する相談・助言 	
	児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが保護者のもとで生活することが難しい時に生活の場を提供し自立を支援する 		
	乳児院	<ul style="list-style-type: none"> ○原則2歳までの子どもが保護者のもとで生活することが難しい時に生活の場を提供する 		
	児童自立支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ○不良行為を行ったり、行うおそれのある子どもや環境上の理由により生活指導を要する子どもに学習や生活の場を提供し、自立を支援する 		
	知的障害児施設	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害を有する子どもに、生活の場を提供する 		
	肢体不自由児施設	<ul style="list-style-type: none"> ○上肢、下肢、又は体幹の障害のある子どもに、機能訓練や生活指導を行う 		○地域における、虐待問題への理解の促進
	重症心身障害児施設	<ul style="list-style-type: none"> ○重度の知的障害及び重度の肢体不自由を重複している子どもに、治療や日常生活の指導を行う 		
	自立援助ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する子どものうち、引き続き援助が必要な子どもの自立を支援する 		
	里親	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭環境に恵まれない子どもを、一時的あるいは継続的に家庭に預かって、保護者にかわって養育を行う 		
児童家庭支援センター		<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設等に併設され、地域の住民から子どもの福祉に関する相談に応じる 	○地域住民への窓口の周知	

早期発見	初期対応・介入	保護・支援
○家事相談、少年相談等の中からの発見	○保護者に子どもを監護させることが、著しく子どもの福祉を害する場合、児童相談所長の申立により、児童福祉施設入所措置の承認審判を行う	○審判により児童福祉施設を決定した場合、児童相談所に保護者指導の勧告を行う ○児童相談所からの申立により2年ごとに更新の承認の審判を行う
○相談業務の中での発見	○通告	
○小地域ネットワークを通じた発見	○通告	○在宅ケースの見守り・巡回
○相談業務や地域活動の中での発見	○通告	○虐待を受けた子どもに安全で安心できる生活の場を提供する ○自立と家庭復帰に向けた支援
○相談業務の中での発見	○通告	

県内では、多くのNPOやボランティア団体が活動をしています。

現在のところ、子どもの虐待防止などを活動の目的としているNPOは限られていますが、子育て支援活動をはじめとする地域のNPO等の活動を把握し、連携を図ることにより、子どもや保護者等に対し、多様な支援の提供が可能となります。



C A P

CAPとはChild Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略で、子どもが いじめ、痴漢、誘拐、性暴力などのさまざまな暴力から自分を守るための教育プログラムです。暴力を許さない社会をつくる為に子どもも大人も自分と他者の人権の重さと大切さを知り、自信と勇気を引き出します。

- * 子どもワークショップ: 暴力という話題に恐れを抱かずに、楽しみながら参加できるように、話し合いをしたりロールプレイに加わるやり方で進めます。(対象: 就学前から高校生)
- * おとなワークショップ: 子どもプログラムへの理解・安全な暮らしのために大人ができること・子どもへのサポートの仕方を提供します。(対象: 保護者、地域の方など)
- * 教職員ワークショップ: 保護者ワークショップの内容に加え、虐待を受けた子どもへの対応などを提供します。

★千葉県のCAPグループ: あわCAP・浦安CAP・CAP今日和

CAPなのはな・CAPぼけっと(☎連絡先は資料編 P32 をご覧ください)

2004年度千葉県内ワークショップ実施状況子ども

WS 414回 約12,317人

おとなWS 188回 約7,204人

教職員WS 21回 約540人

千葉こどもサポートネット

NPO法人「千葉こどもサポートネット」は、子どもの基本的人権を尊重し、子どもの人権に関する理念を実現するための活動をしています。

(1992年任意団体として設立。2004年2月法人化)

主な活動内容

子どもの人権擁護相談

「子どもの人権擁護サポーター(子どもサポーター)」と連携し、運営。

子どもの人権擁護に関するシンポジウムや学習会等の開催

「子ども人権擁護サポーター」養成

子どもの人権擁護に関する情報提供

連絡先:043-266-8419

子ども劇場千葉県センター

☆チャイルドラインちば「子ども電話」☆

NPO法人「子ども劇場千葉県センター」が、子どもたちの声を聴く場として実施している専用電話です。「子ども電話」は、子どもたちの声に耳を傾け、子どもたちに寄り添い、共感し、子どもが本来持っている力を信じ、自らの手で解決策をみつけてだしていけるよう手助けをしています。

043-204-1332

(月・火・水・木 午後2時から7時まで おとなが受けます)

(土 午後7時から9時まで 若者が受けます)

04-7123-4111

(金・土 午後2時から7時まで おとなが受けます)

☆「ママ・パパラインちば」☆

乳児・幼児をもつママ・パパの子育ての悩みや不安を聴く専用電話です。子育て経験のある、研修を受けた先輩ママ・パパたちが、養育者の気持ちを受け止め、相談を受けています。

043-204-9390

(毎月第1、第3金曜日 午前11時から午後4時まで)

子ども劇場千葉県センター連絡先:043-301-7262

第5章

子どもや保護者への対応のポイント



本章では、実際に子どもや保護者等と接したり、支援をしていく際に一般的に留意するとよいと思われる事項等について記載していきます。

しかし、子どもや保護者への対応は、まさしくケースバイケースです。マニュアル化することにより、対応が硬直してしまい、かえって危険な場合もあります。

それぞれの事例への対応は、その都度ケース検討会議を開催し、慎重に検討する必要があります。また、市町村は、当面児童相談所への援助依頼等を積極的に行い、事例対応を共に行うことで、多様な対応方法を知ることができます。

初期の対応ポイント…子ども編

1 虐待を受けた子どもにみられる特徴

虐待行為を受けるようになってから、あるいは、不適切な養育環境におかれてからの期間、虐待行為の程度などにより、子どもたちが示す状態は一様ではありませんが、多くは、人への不信感や恐怖心、不安感を抱いています。また、本来身につけているべき習慣や知識が獲得されていないこともあります。さらに、親をはじめとする家族からの叱責、その他の大人からの否定的な対応を受けることにより、自己評価が低くなっていることもあります。

前述のような子どもの内面にある問題は、対人関係の問題、行動上の問題、不調として表面に現れるほかに、低身長など発育、発達の問題としてみられることもあります。(☞P 3「子ども虐待の分類と被害を受けた子どもにみられることが多い兆候」を参照。)

不安傾向

無力感・絶望感

自己受容の欠如

認知・認識の歪み

2 特に留意が必要なこと

(1) よくみられる子どもの状態

子どもは、長期間虐待を受け続けると、下記のような状態となっていることが多くあるといわれています。これらの状態に遭遇した場合には、「虐待の影響である。」という認識のもと、子どもの訴えや態度等を否定せず、受容的に対応していくことが大切です。

- ① 虐待を受けた子どもが、自分から虐待を受けたことを訴えることは稀です。
虐待について確認しても、否定したり、一旦は認めても後からその事実を取り消したりする子どももいます。親をかばう場合も多いです。
- ② 自分が虐待を受けているという認識を持ってないでいる子どもも少なくありません。
- ③ 虐待を受けた子どもの多くが、虐待を受けたのは自分が悪かったせいだと思っています。
- ④ 虐待を受けた子どもの話は、事実関係が矛盾していることがよくあります。
- ⑤ 虐待を受けた子どもは、支援者の怒りを誘うような態度や行動をとることが少なくありません。
- ⑥ 虐待を受けた子どもは、周囲の大人の気持ちに敏感です。

(2) 子どもに直接会う場合の留意点

①事前準備

日常的な子どもの様子に関する情報の収集

学校その他、日常的に子どもの様子を把握している関係者から子どもの性格、行動等参考となる情報を可能な範囲で収集します。

子どもとの接点の取り方の検討

通告の内容や収集した子どもの様子等をもとに、子どもの特性に配慮し、会う場所、会う人の性別や人数等を検討します。

子どもと会った後の対応の検討

事例の緊急性等を勘案し、その後に必要とされる対応の見通しをあらかじめ立て、実際にどのような対応がとれるのかを検討しておきます。

②話をする際の留意点

《子どもの不安に配慮する》

面接を行う場合、なぜ、何のために面接をするのか知らせずに面接を行うことは子どもにとって不安の原因となります。逆に、目的を伝えることによって、子どもの不安を募らせることも考えられます。子どものおかれた状況や子どもの性格などを考慮し、面接を行う場面設定を工夫することが必要となります。

また、子どもが安心して話すことができるように、子どもの味方となり、一緒に問題解決にあたることを伝えることも必要です。

しかし、安易に「話したことは、(親には)絶対内緒にする」という約束から面接をスタートすることは、その後の対応に支障をきたすことから、十分な注意が必要です。

子どもに対して、誠実に、真摯に対応することが求められます。

《子どもの負担に配慮する》

子どもは親への秘密を持つことを、「親への裏切り」と感じるが多々あります。

また、虐待行為の原因が、自分自身にあると考えようとしている子どももいます。子どもに対して、「会ったことを親へ内緒にするように」との約束をさせることは、避けるべきです。子ども自身が、親へ隠し事をしたり、嘘をつかずにすむように会う機会を設けることが望まれます。

また、事情聴取的に次々と事象を確認するような問いかけは避け、子どものペースを尊重し、話を進めます。子どもの様子から「これ以上は話せない」と子どもが考えていると思われることについては、無理に追求せず、いったん話題を変えるなど、子どもを追いつめないよう配慮することも必要です。

《子どもが意見を言える場面の用意》

子どもの言葉による表現力は、その年齢等によって大きく異なります。それぞれの子どもの経験等により、大人とは異なった表現をすることもあります。また、話をする相手との関係性や相手の性別等によって、話をする内容が変わることがあります。

子どもから伝えたいことがあっても、上手く説明できない、言葉が見つからない、話す気にならないなど、障害になり得ることがあると、子どもは話すことをあきらめてしまいます。子どもが話をしやすい場所や相手を考え、会う場面を用意するように努めることが必要となります。

このような配慮をした上で、その子どもが「どうしたい」と考えているか確認することが必要です。

《子どもの主張は変わる可能性があることを意識する》

子どもは、大人と同じように状況判断をしている訳ではありません。また、新たに知ったこと、周囲の状況変化等により、認識を変えることもあります。虐待など生活環境が厳しい状態にある子どもは、気持ちの揺れも大きく、その主張が極端に変わってしまうこともあります。

《子どもに最終決断を委ねるのは適切でない状況がある》

家庭からの分離など最終決断を、全面的に子どもの判断にゆだねることは、子どもへの負担が非常に大きく、適切ではない場合があることについても、十分留意が必要です。

初期の対応ポイント…保護者編

保護者はその生育歴、家族関係、経済状態、社会適応状況等により、子ども以上に様々な状態が考えられます。

虐待につながる要素として、経済的困窮や夫婦関係の不調、親族との葛藤、その他の社会的な不適応など、保護者自身の抱える問題から、子育てが負担となっていることが多くみられます。

また、保護者自身はその生育歴の中で被虐待経験を持っている場合、アルコールや薬物依存、疾病等がありながら医療管理が不十分である場合、性格的に著しい偏りがある場合など、保護者自身の抱える問題の改善には専門的な治療と多くの時間を要することがあります。最近では、自分自身のつらさについての理解のみを求め、著しく依存的に関わりを要請し、「肯定される関係」の維持だけに終始する保護者もみられるようになってきました。近隣との交流が上手く持てずに孤立し、親族とも疎遠となってしまっている家庭も多くみられます。

初期の対応は、その後の対応に重大な影響を与えるため、慎重に行うことが求められます。また、保護者がどういったスタンスで問題と向き合っているかにより対応が異なるため、ここでは想定される3つの状況（通告等により介入する場合、保護者自らが虐待の不安を訴えている場合、子どもの行動等の問題として相談があった場合）に分け、保護者の一般的な反応や対応の留意点について整理します。

1 通告等による介入の場合

(1) 反応の類型

関与・介入を拒否

- ・ 攻撃型（通告元の追求）
- ・ 消極型（時間がない、忙しい）

虐待行為を否定

（虐待行為そのものを認めない）

- ・ 否認型（やってない）
- ・ 半否認型（わからない、知らない）

虐待行為を肯定・正当化

（虐待行為は認めるが、意図は否認）

- ・ 当然型（養育方針である）
- ・ 必要性型（こうするしかない）

虐待行為を肯定・反省姿勢

（虐待を認めている）

- ・ 現状肯定型（悪いとは思うがなおせない）
- ・ 改善主張型（何とかしたい、もうしない）

(2) 対応の留意点

子どもへの対応と同様、可能な範囲でできる限りの情報を収集した上で対応することが必要です。子どもの様子に関する情報等から、虐待の危険性、蓋然性を予測し、危険性、蓋然性が低いと思われる場合、できるだけ自然な形での関わり方を考えることが必要です。(以前から関わりのある人に通常の活動の一環として対応してもらう等。)

一方、虐待の危険性、蓋然性が高い場合は、児童相談所と連携し、迅速な対応をとることが大切です。また、危険性や蓋然性に予見がたてられず、子どもの状態が不明である場合も緊急性は高いとみなし、早急に直接親子の状況を確認する方法を検討します。

《保護者のかかえる問題の把握》

強い叱責や体罰など虐待に通じる行為にまで至ってしまった保護者は、子どもの養育に関して何らかの問題を抱えています。

叱責してしまう姿勢や体罰自体を責めることから始めず、保護者が困っていることをまず確認し、共感するように接していくことが必要です。

《「通告もと」に関する話題への対応》

訪問することについての自然な設定ができない場合は、通告をきっかけとした訪問であることを伝えることが必要となります。通告を伝えた場合、多くの保護者が「通告もと」がどこであるのかを最初の話題とします。

虐待防止法第7条の規定により、通報もとに関する情報を明かすことは禁止されており、法律の趣旨を説明するなど、「通告もと」に関する話題を短く切り上げるように対応することが適切です。

《家族全体の問題であるか等の見極め》

子どもと母あるいは父等の間だけの問題であるか、子どもと父母等（母と祖母等々）家族全体の問題として現れているのか注意深く見極めることが必要です。そのためには、まず、誰と話しをすることが効果的であるか、あるいは安全であるか予見をたてて対応する必要があります。

不用意に親族等と連絡することにより、家庭が著しく閉鎖的になってしまうことがあるので、十分に情報を得た上で対応をすることが必要です。

特に注意しなくてはならないこと

- 訪問や面接は、複数の職員で行う。
- 保護者等に聴取者の所属や職務守秘義務、調査事項と調査の必要性等を簡潔に伝える。
- 子どもや保護者等のプライバシーに配慮する。
→第三者のいるような場面で話をするのを避ける。
訪問する場合に、玄関の外で内容に踏み込んだ話をするのはNG！
「少しお話をさせて下さい。」と玄関の中に入れてもらってから話を始める。
(部屋の中までは、保護者等がすすめる場合は別として入らない。)

2 保護者自らが虐待不安を訴えた場合

(1) 訴えの類型

将来的な虐待の可能性を訴える

- ・虐待者の気持ちが理解できる
- ・現在の苦しさから、虐待してしまうに違いない
- ・自身が被虐待者であり、虐待してしまうに違いない

現在の虐待行為を訴える

- ・攻撃(体罰・罵声等)の衝動を抑えることができない。
- ・虐待中の記憶がない(気がつく子どもが怪我をしている、様子がおかしい)

過去の虐待行為を訴える

- ・自身の虐待行為
- ・他者(配偶者、その他の家族)の虐待行為

(2) 対応の留意点

保護者自らが、虐待の不安を訴えてきた場合には、その気持ちを責めず、不安を受け止め、共感的に対応することが基本となります。

保護者が、虐待の不安を感じる原因となっている問題を主題として相談や支援ができるよう、保護者が不安を感じていることに共感し、落ち着かせるよう対応することが必要です。

また、支援にあたっては、保護者が過度に依存的にならないよう、支援方法等について検討した上で、対応することが必要です。特に、保護者が自らの被虐待体験を訴えるなどの精神的な悩みを抱えている場合には、専門機関(精神保健福祉センター等)と連携をとることも重要です。

3 子どもの行動等の問題として相談があった場合

子どもの乱暴や嘘など行動等の問題について保護者から相談があった場合、その要因として、保護者の不適切な関わりが考えられる場合があります。

保護者からの相談の聞き取りによって、保護者の養育による問題がわかった場合でも、その場で端的に指摘することは避け、保護者自身が子どもへの関わりをどのように考えているか等の投げかけにより、保護者の意識の程度を確認することから始めることが適切です。

保護者の意識の程度により、子どもの問題のみを話題として相談の開始をするか、保護者の養育の振り返りを中心に相談を進めるか等の方針を考え、子どもの養育状況が好転することを目指すことが必要です。

しかし、明確に体罰等を認め、さらに体罰等に関し肯定的な保護者に対しては、「子どもに有害な行為は、その目的等にかかわらず虐待行為とみなされる」ことを、早期の段階で伝えることも必要です。

保護者の行為が虐待行為になることを指摘するにあたっては、行為が否定されるものであり、自らの人格を否定されたと保護者に受け取られないよう、十分に留意が必要です。

知っていると役立つ聴く技術(子どもや保護者との初期の面接)

《冷静に聴く》

子ども虐待について、子どもや保護者と話をする場合、時として驚くようなひどい状況や、予想もつかなかった事実が語られることがあります。

そのような時に支援者が感情的に反応し、怒ったり、表情を大きく変えたりすると、子どもや保護者はそれ以上話を続けることに戸惑いを感じてしまいます。

例え、心の中は動揺していたとしても、それは表に出さないように気をつけます。

《共感的に聴く》

話の内容を分析したり、評価したり、支援者の意見を言う必要はありません。

「そう思っているのですね。」とか「つらかったのですね。」と話し手の気持ちを受け止める言葉かけに留め、話を聴くことに徹します。

子どもに対し、「まったくひどいことをする親だね。」と同感の言葉や、「かわいそうにね。」といった同情の言葉は口にしてはいけません。それ以上話すことをさえぎってしまいます。

また、保護者に対しても、状況把握の段階では、話した内容が例え好ましくないことであっても、「そんなことをするなんて許されません。」等非難する言葉をかけることは、避けます。

「よく話をしてくれましたね。」とまず、話してくれたことにねぎらいの言葉をかけることが大切です。

《「はい」「いいえ」で答えられる質問は避ける》

「はい」「いいえ」で答えられる質問はできるだけ避け、子どもや保護者の言葉や気持ちをできるだけ引き出すことを心がけます。

子どもや保護者が自分の言葉で語り始めると、堰を切ったように話し出すことも多々あります。

(例)「叩かれて痛かった。」という子どもの話に対し、「お父さんが頭を叩いたの？」と聴くのではなく、「誰が叩いたの?」「どこが痛かった?」と一つずつ聴いていきます。

※「はい」「いいえ」で答えられる質問は、回答を限定したり、誘導することになりかねません。

《問い詰めない》

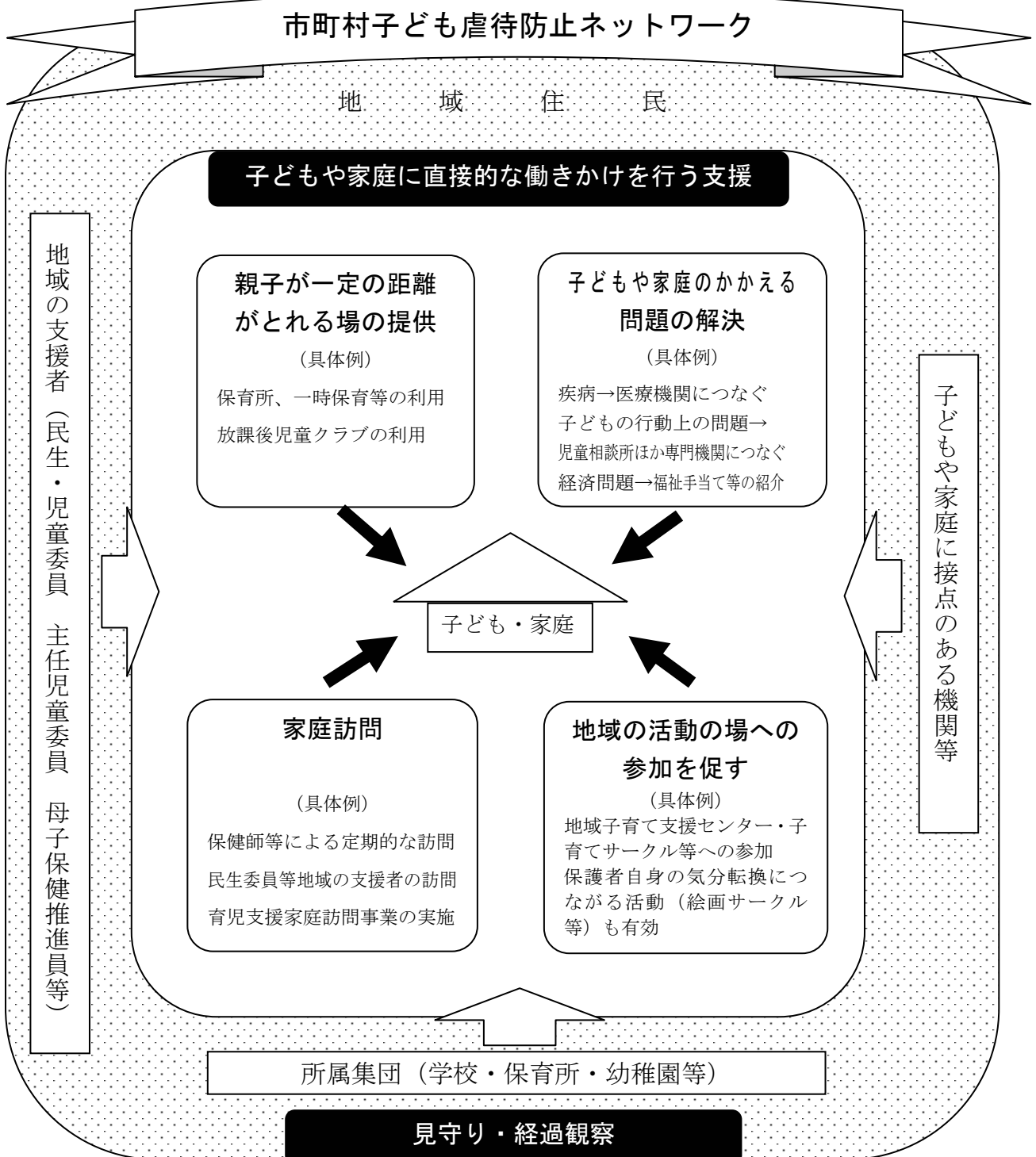
「なぜ〇〇したのか?」「どうして〇〇なのか。」という質問は、場合によっては責められているように受け取られる場合があるので、できるだけ避けます。

これらの前提として、「一緒に問題解決にあたっていくこと」を子どもや保護者に明確に伝えることが大切です。

(介入的な関わりであったとしても、それは問題解決のための一過程です。)

支援の方法と留意点

子ども虐待のおそれのある家庭への支援の方法は、支援者が子どもや家庭に直接的な働きかけを行う支援と、子どもや家庭と一定の距離をおいて見守りや経過観察を行う支援に大きく分けることができます。子どもや家庭の状況により、必要な支援を会議で検討し、関係者が連携をとりながら対応していきます。また、定期的に支援状況を確認し、支援内容の見直しを図り、子どもや家庭が真に必要なとする支援を行うことが大切です。



1 子どもや家庭に直接的な働きかけを行う支援の留意点

直接的な働きかけを行う支援は、保護者等の受け入れ意思があつてこそ成立するものであり、保護者等の意向や状況を踏まえながらすすめていくことが大切です。

支援の最終目標は、保護者がよりよい子どもへの関わり方を知り、これまでの不適切な関わりを改善することです。目標に近づいていくためには、①信頼関係の構築、②子どもや育児に関する意識の変化、③適切な養育方法の提案、④適切な養育の助言・指導⑤養育の変化を誉めるといった段階を踏んだ関わりを行っていくことが大切です（詳細は次頁参照）。保護者が自分自身の抱える問題にきちんと目を向けることができない段階で、無理に具体的な支援を提案しても、保護者自身へのマイナス評価や非難と誤解してしまい、傷つき、防衛的に対応したりする等、かえって追い詰めてしまう結果にもなりかねません。

いくつかの支援を組み合わせる必要があることも多いと思われませんが、最初から根本的な問題を扱うよりも、保護者が困っていると自覚していたり、取り組みやすいと思われる部分から開始する方が、効果的な場合が多いです。また、子育てに関連した情報等の提供はもちろんのこと、保護者が地域と接点を持ったり、気分転換を図ることを目的として、保護者が参加できる地域での活動を紹介していく方法もあります。

最終目標に至るまでの過程において、支援者が子どもや家庭と信頼関係を築くことも支援といえます。結果を急ぎすぎて、支援が押し付けになったり、子どもや保護者等の自主性を奪うような形にならないように配慮する必要があります。

2 見守り・経過観察（子どもや家庭への間接的な支援）における留意点

家庭という密室で深刻化し、保護者や子ども自身が窮状を訴えることが少ない子ども虐待において、「見守り」は非常に重要な支援の一つといえます。しかし、一方で「見守り」の方法は、段階や場面により、多種多様な形があるため、具体的に内容を詰めておかないと、関係機関の間で認識がズレたり、実際に見守りを行う機関が何をしていたかわからないまま、漠然と対応してしまうことがあります。

「見守り」にあたっては、「何の目的」で、「誰が」、「どういう方法」で行い、結果を「どこに」、「いつまでに」報告するのかを明確にする必要があります。

目的:家事や育児の状況の把握 誰が:〇〇委員△△さん

方法:外から観察できる範囲での状況把握

結果報告:A市B課担当Cに1週間後までに

目的:子どもへの体罰の再発防止 誰が:小学校〇〇先生

方法:日常的な観察・着替えや健康診断時の観察

結果報告:次回ネットワーク会議(〇月〇日)までに

また、見守りにあたっては、子どもや家庭の情報が全く入ってこない場合や保護者や親族等の話でしか子どもの様子を確認できない場合は要注意であり、調整機関に連絡を入れる必要があります。

ある市では、2ヶ月間家庭の状況が把握できない場合には、関係者会議を開催し、情報収集できない場合には家庭訪問等行っているということでした。「何も連絡がないから心配ない」「どこかの機関が見守っている」という思い込みは大変危険です。

保護者への支援は段階を踏んで行うことが大切！（いきなり助言・指導をしても逆効果）

STEP1 信頼関係の構築

保護者が支援者の助言を受け入れるようになるためには、まずその土壌づくりから始める必要があります。不適切な養育を行っている保護者は、すでに何度となく周囲から養育態度を批判されてきている場合も多く、他者からの注意を受け入れることが困難な場合が多いです。第一ステップとしては、支援者は保護者の話を共感的に受け止め、保護者が気持ちを打ち明け相談しやすい存在になることが大切です。

STEP2 子どもや育児に対する意識の変化

ある程度信頼関係が構築できた段階で、一般的な子どもや育児についての話をし、子どもや育児に対する意識の変化を促します。 **意識が変わらないと行動変化は持続しない。**

保護者が受け入れやすいように「子どもって、こうみたい。」と押し付けがましくなく話すよう留意します。話す内容の例)一般的な子どもの発達過程、発達の個人差、健康管理の方法 等

STEP3 適切な養育方法の提案

保護者が一般的な子どもや育児とこれまで自分が行ってきた育児の差に自ら気が付くことを目指し、適切な養育方法を提案します。 **これまでの養育について、支援者があれこれ批判しない。**

STEP4 適切な養育の助言・指導

保護者が提案を受け入れ、行動を変化させたいという意欲がみえた段階で、具体的な対応方法を助言・指導します。「やってみようかと思われるなら、こんなふうにしてみては。」と働きかけます。

保護者のできそうなところから始め、一緒に実際に行う等の工夫が大切です。

STEP5 養育の変化を誉める

保護者の養育に変化がみられた場合、できるだけ早い段階で、そのことを評価し、誉めます。そのことにより変化が持続しやすくなります。

子育てに不安感や負担感、ストレスを抱える保護者等には、指導ではなく、支援を！

○養育態度をせめない。

孤立しながら子育ての苦労を抱え込んでいるつらさを理解しないと、かえって、保護者等を追い詰め、虐待をエスカレートさせてしまいます。

まず、「つらかったね」「大変だね」と苦労を受けとめることが大切です。

○支援者の価値判断を押し付けない。

ライフスタイルや価値観は人それぞれです。特に、近年では、家族のありようや生活スタイルも多様化してきています。子ども虐待は決して許されませんが、支援にあたっては、一人ひとりの生き方や意向、自己決定を十分に尊重する必要があります。押し付けでは、子育ての負担を減らせたとしても、負担感を減らすことはできません。

○できないことはできない、親業もちょっと一休み、それでもかまわないことを伝える。

子育てに不安感や負担感を抱えている保護者は、無理して頑張りすぎていることがほとんどです。保護者の育児に関する知識が不足していたり、技術が未熟な場合には、実際にやってみせたり、何回か一緒にやってみたりして、それでもできないことは、手伝ってくれる人をみつけるなど、保護者の納得できる方法を一緒に考えていきます。

また、親業をちょっと一休みする方法もあることを伝えましょう。

子ども虐待における保護者支援の目的は、育児技術の向上でも、立派な親にすることでもありません。暴力や支配ではなく、子どもが安心できる親子関係を築くことです。

児童養護施設等に入所中及び退所後の子どものいる家庭への支援

これまでは、子どもが児童養護施設等（以下施設等）に入所した場合には、地域での支援をいったん終了とするということが多く行われてきました。

しかし、今後は継続的に子どもや家庭の状況を把握していくことが、市町村に求められています。児童相談所や施設等と情報交換していくことともに、ネットワークを活用し、家庭の支援を継続的に行っていくことが望まれます。

これらの取り組みは、早期の家庭状況の改善や子どもが施設等を退所後の支援にもつながっていきます。

1 施設等に入所中の子どものいる家庭への支援

子ども虐待により、子どもが施設等に入所している家庭は、様々な問題をかかえているとって過言ではありません。子どもを家庭に置いたままでは、問題の解決が困難、子どもの安全が確保できない時に施設等への措置が行われるからです。

基本的に、子どもや家庭のかかえる問題の解決に向けた支援が必要という点では在宅ケースと共通しており、問題がより深刻なため、施設等による支援も必要となっていると考えた方が理解しやすくなります。

これらを踏まえると、施設等に入所中の子どものいる家庭に対しては、より充実した支援を行っていく必要があります。児童相談所と相談しながら地域でできることを前向きに検討し、積極的に取り組んでいくことが望まれます。在宅事例と同様、定期的にネットワーク会議を開催し、施設や児童相談所の対応状況の確認や地域で必要な支援の内容、支援の進捗状況等を確認することも効果的です。

2 施設等を退所した子どものいる家庭への支援

子どもが、施設等を退所する際は、地域が主体となった在宅支援の再スタートです。退所後しばらくは、事例の所管は児童相談所となる場合も多いですが、実質的な支援においては、地域の役割が大きくなります。

施設等を退所するまでには、様々な支援や準備を行い、一定の問題解決がなされていることが条件にはなりますが、すべての問題が解決しているというわけではありません。また、保護者と子どもと一緒に生活する中で新たな問題が出てくることも少なくありません。子どもや家庭をいかに支援し、再発を防止していくかについて慎重に検討し、万全な体制を整備する必要があります。

施設等の退所にあたっては、段階的に準備をすすめることが基本ですので、子どもが家庭で生活する前の段階で、ネットワーク会議を開催し、退所後の支援内容を検討しておきます。また、子どもや家庭に直接的な働きかけを行う予定の支援者は、事前に保護者等と顔見知りになっておくと、その後支援がスムーズになります。

さらに、児童養護施設等を退所後子どもが独り立ちをする場合においても、新しい仕事や生活に慣れるには、多くの時間と支援が必要な場合が多く、地域での支援が不可欠です。

子ども虐待を未然に防止するためには、保護者からのSOSを待つのではなく、出産前後のさまざまな機会に養育支援を必要とする可能性の高い家庭の把握に努め、子育てに関する不安や負担、不安定な養育環境となりやすい要因等を事前に軽減するような支援をしていくことが必要です。

そのためには、母子保健活動を積極的に展開することが非常に重要であり、保健師による家庭訪問が有効ですが、その後の支援には、保健・医療・福祉関係者や、地域の日常生活における身近な支援者が必要となります。

1 妊娠届出・母子健康手帳交付時、母親・父親学級開催時

妊娠届出受理及び母子健康手帳交付時や母親・父親学級などの際に、保護者の状況の把握に努めるとともに、子育て支援の窓口などについての情報を積極的に提供することが求められます。

保健師が面接できない場合でも、妊娠届出時のアンケート等を工夫し、養育支援が必要となりやすい要因について把握し、経過を見ながら必要な支援をしていくことが重要です。

～妊娠期に留意すべき出産後養育支援を必要となりやすい要因～

届出時の妊娠週数が22週を超過している

若年妊婦

多胎

多産

その他(望まない妊娠、出産に対する否定的感情、過去に子どもへの虐待歴や死因のハッキリしない死亡例がある、妊婦または夫が虐待経験を持つ、経済的困窮、未入籍等の不安定家族、連れ子がある再婚、知的障害や精神障害・人格障害等がある、転居を繰り返す)

2 新生児期の家庭訪問時

出産直後は母親の精神状況が不安定な上、哺乳や昼夜逆転による不眠等、慣れない育児への負担感が高いため、周囲からの支援が必要です。

特に、未熟児等、入院が長引き、母子が長い間離されていた場合は、母子の愛着形成が不十分になりやすく、加えて、体重増加や発達への不安等、育児ストレスが強いことが多く、家庭訪問を実施する等の支援を行うことが重要です。

新生児連絡票で訪問を希望しない場合でも、電話で育児に対する思いを受け止めながら授乳状況等を聞き、訪問に結びつけることや、また、未熟児等、長期間入院する事例については、出来るだけ入院中に面接を行い、退院後の家庭訪問につなげられるようなかわりを持っておくことが重要です。

このような関わりにより、保護者との信頼関係を築くこと自体が育児不安軽減し、また円滑な支援を行う基礎となります。

また、市町村が新生児訪問を委託している場合は、訪問指導員との連絡会議等を定期的に持ち、必要があれば事例検討会を開催するなど、訪問指導員との連携を密に行い、緊急時や気になる事例について、母子保健担当や地区担当保健師と連絡しあう体制を整備しておくことが求められます。

～新生児期に留意すべき養育支援を必要となりやすい要因～

未熟児や子どもに基礎疾患がある。

多胎。

新生児期に入院が長引いた。子どもの入院中面会が少なく、退院を渋る。

授乳しない、抱かない、視線を合わさない等、親子の関わりが少ない。

親が育児を楽しめない、嫌な義務と思う。

子どものことを「期待はずれ」と言う。子どものことを否定的に話す。

乳幼児特有の匂い・よだれ・吐乳・便に嫌悪感。

子どもが泣くと困る、落ち着かない、イライラした様子。

自制心が少ない(新生児を叩く、怒鳴る)、子どもの要求を無視する。

産後のうつ状態。

何でもないことに緊急コールを繰り返す。

夫や家族が子どもに否定的な態度を示す。育児に協力が得られない。

3 乳幼児健診実施時

乳幼児の健診は、受診率が9割前後と高く、多くの子どもとその保護者等に会える機会であり、疾病や障害をスクリーニングする場としてだけでなく、養育状況を把握し、支援の必要性を把握する場としての機能も期待されます。特に、養育支援が必要であっても自ら訴えることはしない家庭を把握するための貴重な機会です。

委託健診の場合は、委託医療機関から結果が還ってくるのは1～2ヶ月先になることが多く、タイムリーな情報にならないことがあるので、医療機関からの診療情報提供を活用し、健診担当医師と直接やりとりできるよう、日常的に連携を深めることが重要です。

特に、来所しなかった未受診児へは再度受診勧奨を行い、それでも未受診であれば家庭訪問等により、乳幼児の状況や養育の状況を把握することが非常に重要です。

○健診を子育て支援の場として機能させる

①母親同士の情報交換、友達づくりの場としての機能

②今までの子育てを専門職が認めてねぎらう場としての機能

○養育支援の必要性を把握する機会として機能させる

①適切な関係機関に確実につなげる。

②その場で終了とせず、地区担当保健師を紹介するなど次へと続く対応をする。

○問診票を工夫し、子育てについての項目を加えることで、その後の支援への糸口とする

○健診に従事するスタッフ間で情報を共有する

①健診カードにスタッフのみが理解できる印をつける等、健診のさまざまな場面での情報を共有する

②健診後カンファレンスで健診時の情報やケア方針を共有する

健診時のチェック項目については「早期発見のためのチェックリスト」(☞資料編P17)をご覧ください。

DV家庭における子どもの虐待 DV家庭の子どもは虐待を受けています

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、直訳すると「domestic=家庭内の」「violence=暴力」となり、配偶者間、母親から子ども、子どもから親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができます。しかし、最近では「夫やパートナーなど、親密な間柄にある又はあった配偶者や恋人からふるわれる暴力」という捉え方が一般的になっています。

DVは、これまで家庭の中のこととして軽視・放置されてきましたが、平成13年4月13日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定され、DVは人権侵害であり犯罪であるという認識のもと、DV被害者の支援が積極的に行われるようになりました。また、平成16年12月2日にはDV防止法が改正され、DVの定義の拡大や保護命令制度の拡充などの法整備が進みました。

DVは外部から発見しにくく、また、被害者は身体にも心にも大きな傷を負い、時には死に至ることもあります。DV被害の深刻化を防ぐためには、対応者が被害者の立場をよく理解し、早期に対応していくことが大切です。

1 DVと子ども虐待

DVの家庭で育っている子どもは、自分の両親間で暴力がふるわれるのを日常的に目にする中で、緊張・不安やストレス状態の中で生活をしています。これは、子どもにとってつらく悲しいことであり、子どもの心身を蝕み、慢性的にダメージを与えることもあります。また、子どもがDVの巻き添えになったり子どもが直接暴力の標的になったりする場合や、DVを受け追いつめられた母親による子どもへの虐待などが起きることもあります。さらに、子どもは、家庭内で起きているDVや自らへの虐待を恥ずかしいと思い、他の人に話すことができずに一人で抱え込んでしまったり、家庭で暴力が起きていることをすべて自分のせいだと思い込んでいたりします。

DVと子ども虐待について考える際には、子どもへの直接的な暴力はもとより、DVの恐怖や絶望による精神的な暴力も子ども虐待であること、子ども虐待の背景としてDVが行われている可能性があることを認識することが大切です。平成16年の虐待防止法の改正により、子どもの面前で配偶者に対して暴力をふるうことも児童虐待であることが明示されました。

2 DV被害者の状況

DV被害者は、信頼すべきパートナーからの暴力によって外傷を負ったり、長い間のストレスで体調不良になったりしています。また、精神的にもひどく傷つき、暴力に耐えるために、感情が麻痺したり、いらいらしたり、無力感・絶望感に打ちのめされたりもしています。

加害者から逃げることは、今まで地域の中で築きあげてきた関係や、自分を支えてきた価値観までも捨てることになります。また、被害者が恐怖を感じて加害者から逃げるができなかったり、被害者である自分がなぜ出て行かなくてはいけないのかというやりきれない気持ちがあったりすることも少なくありません。

<DV被害者の傾向>

- ・いつも恐怖におびえている。 ・いらいらして眠れない。 ・何も感じない。無表情。
- ・ふとした拍子に被害状況がよみがえる。 ・誰も助けてくれないという孤立無援の気持ちになる。
- ・パートナーの暴力は自分のせいだという罪悪感がある。 ・加害者から逃げられない絶望感を抱いている。
- ・加害者から逃げても、見つかるのではという不安感・恐怖感を抱いている。
- ・地元には相談しづらい、人に知られたくないという気持ちが強い。

3 DV 被害者対応機関における配慮事項

DV被害者対応機関では、被害者支援が子どもへの支援につながるという基本姿勢のもと、対応者は被害者と一緒に子どものことを考えていくことになります。その際には、被害者の立場に配慮しながら子どもの状況を聞いていくことが大切です。

DVの事例は子ども虐待とのかかわりが深く、被害者と子どもの状況はさまざまです。状況に応じた子ども虐待対応機関との連携が重要となります。

<配慮事項>

- 1 子どもを同伴している場合は、被害者と子どもの状況により、同席させるか別室で待ってもらいかを被害者と相談する。
- 2 被害者からDVのことをよく聞くとともに、子どもに対する暴力にもふれる。
◇言葉かけの例……「お子さんについて心配事はありませんか？」
- 3 DVが子育てに及ぼす影響について話した上で、子どもの心配事について相談できる関係機関の情報を提供する。(☞資料編P31参照)

※ DV相談全般についての詳細は、総合企画部男女共同参画課作成の「DV関係機関対応マニュアルI～ver.3」を参照してください。

4 子ども虐待対応機関における配慮事項

DVのケースはさまざまですが、対応の仕方によっては、被害者との信頼関係が崩れたり、加害者による被害者や子どもへの更なる暴力につながったりするおそれもありますので、配偶者暴力相談支援センター等と協議し、被害者の立場を配慮しながら対応しなければなりません。また、日頃からDV被害者対応機関と情報交換を密にし、問題発生時には連携して対応が図れるようにしていくことも大切です。

そして、虐待を受けている子どもの保護者がDV被害者である場合は、被害者に対し、DV防止法や制度の内容等とあわせ、DV相談機関等について紹介してください。千葉県内には、DV被害者の相談を受けるための「配偶者暴力相談支援センター」が16か所あります。(☞資料編P29参照) また、多くの市町村にはDV相談窓口が設置されており、DV被害者の支援をする民間団体も多くあります。

なお、DV防止法では、DV被害者を発見した場合、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めることとなっています。また、医師その他の医療関係者がDVによるけがなどを発見したときは、被害者の意思を尊重して、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報できることとなっています。さらに、DV被害者は、同伴する子どもとともに、加害者の接近を禁止する等の保護命令を申立てることもできます。

保護者にアルコール依存症や精神障害などが疑われるケースへの対応

保護者に、アルコール依存や精神障害がある場合、アプローチの方法を誤ると一挙に状況が悪化する可能性があります。

日ごろから、関係機関とともに、アルコール依存や精神障害についての理解を深めるような研修の機会を持つことが望まれます。

保護者にアルコール依存や精神障害の疑いがあるケースの対応に当たっては、ケース検討会議に専門家にも参加してもらい、対応を協議することが必要です。

1 アルコール依存症について

夫がアルコール依存症の場合、妻が夫から目が離せない状況となり、そのため子どもの世話がおろそかになったり、近年では、女性のアルコール依存症も増加しており、母親が飲酒により家事・育児ができない場合もあります。また、酔った保護者から子どもへ直接暴力が及ぶ場合もあります。

しかし、アルコール依存症の家族は、家の中に問題を抱え込みがちで、アルコール依存の問題があることを否定したり、正当化したりすることも少なくありません。

その一方で、健康の問題や、経済的問題、職場での問題、人間関係の問題など多くの問題を抱えていることも、また、少なくありません。

このような家庭の状況は、子どもの成長に重大な影響を与えます。

アルコール依存症の場合、当人には問題意識が低いことが多く、家族が専門機関の相談を受けることが、治療への糸口となります。そのため、まず、家族が専門機関に相談に出向くように支援することが大変有効です。

また、支援者が支援しすぎることが、かえって状況を悪化させることとなる場合もあることに十分留意が必要です。

2 統合失調症やうつ病が疑われる場合

統合失調症やうつ病などの場合は、一般に治療効果が高く、精神科治療による病状の改善が見込まれます。まずは、受診の有無を確認し、治療を受けていない場合は受診をすすめることが必要です。

しかし、重篤な場合は、本人の自己判断能力が低下してしまうため、家族や親族が専門機関に相談することで、具体的な対応方法の助言を受けることもできます。

しかし、精神科治療を受けている場合でも、病気の影響から、ストレスに弱い、物事への反応が鈍くなる、要領が悪いなどというような生活する上での困難を抱え、子育てをしていくうえで、保健や福祉など幅広い支援が必要となる場合も少なくありません。

3 人格障害や著しい性格的な偏りが疑われる場合

人格障害や著しい性格的な偏りのみられる保護者は、子どもを自分の思いどおりにコントロールしようとし、批判したり、怒鳴ったり、暴力をふるったりすることがあります。

保護者の人格障害や著しい性格的な偏りは、支援を続けるうちに、その特徴がわかってくるのがほとんどです。

安定した人間関係を築くことが苦手で、不安定な精神状態により支援者を振り回すことも多いため、関係者が支援方針についての認識をしっかりと共有することが重要です。

また、対応する支援者が、支援者自身を支えてくれる存在を確保し、対応の枠組みへの助言を受けられるような体制を整備することが求められます。

保護者の心理的な不安や悩みを受けとめるためには専門的なカウンセリングなどの利用を勧め、関係者は、あくまでも子どもの安全や養育環境を確保するための支援に絞って対応をしていく必要があります。

いずれのケースでも、できるだけ早い時期に、ケース検討会議に専門機関に参加してもらい、具体的な対応を協議することが求められます。

専門相談を受けている機関



下記の県機関では、アルコール依存症や精神障害に関する相談を受けています。

日頃から、各地域における民間医療機関の状況等や自助グループなどの活動状況を把握し、連携を図っておくことが望まれます。

★ 千葉県精神保健福祉センター

「相談電話」 ☎ 043 (263) 3893 (9:00~16:30 月~金)

「心の電話相談」 ☎ 043 (268) 7830・7474 (13:00~18:30 月~金)

関係機関からの相談 ☎ 043 (263) 3891 (代)

★ 千葉県精神科医療センター

☎ 043 (276) 3188

病気の相談：(9:00~17:00 月~金) 救急受診相談：24時間受付

★ 各健康福祉センター〔精神保健福祉担当〕 ☎ (☞資料編 P29 参照)

支援者の息切れを防ごう！

子ども虐待への対応は、緊急を要するものだけでなく、子どもや家族の将来を見据えた長期的な支援体制の整備が必要です。支援の成果はゆっくりであっても、弛まず取り組むことで確実に進展してゆきます。

支援者のメンタルケアに配慮し、あせらず、あきらめず取り組んでいく体制を整備しましょう。

☆ 子ども虐待への対応は、支援者も傷つける。

傷ついた子どもを見て、平静でいられる支援者はいません。

そして、傷つけられた子どもや悩む保護者等に何かしたいという思いや、時には虐待する保護者等への怒り、あるいは自分自身の親子関係への反映など様々な思いや感情がこみあげます。しかも、子どもや保護者等への支援はとても重い責任を伴います。

その対応には、理解と技術、共感と忍耐を必要とします。

しかも、容易に問題が解決せず、事態が好転しているという達成感を得られないことがほとんどです。

そのため、支援者は孤立感や無力感、他の支援者への不信感などを募らせることもあります。

☆ 子ども虐待は、支援者を張り切らせる。

熱心な支援者ほど、この子の味方ができるのは自分だけ、この家族のことを理解し助けてあげられるのは自分しかないという強い気持ちに駆られます。

しかし、このような熱意は、支援者の価値観を一方向的に押しつけてしまう可能性があります。

また、このような熱意の背景には、支援者の怒りや不安が隠れていることも多いのです。

そして、思うような結果が得られないと、無力感に陥ってしまうことも少なくありません。

さらに、保護者や虐待を受けている子どもが抱える対人関係の問題から、周囲の人間が振り回されることも多く、「私の気持ちをなぜわかってくれないのか」、「もう、これ以上つきあいきれない」と追いつめられた気持ちになってしまうことも少なくありません。

熱心な支援者ほど、事例を抱え込んで、無力感に陥ったり、追い詰められた気持ちになったりして、燃え尽きてしまい（バーンアウト）、中途半端に放り出すということが生じやすいのです。そして、このことは、支援者も子どもも傷つけることとなります。

★ スーパービジョン（助言指導）や研修を受けられる体制の整備

子ども虐待への支援は、深刻で重大な責任を伴います。それだけに支援者は迷い悩みます。

そのため、対応を誤らないようにするためにも、支援者を支えるためにも、支援の要所要所で、専門家からスーパービジョンを受けられるような体制を取ることが非常に重要です。児童相談所はこの役割を担っていくこととなります。また、地域の支援者相互にスーパービジョンをしあうことも有効です。

さらに、虐待に関する研修を受けることは、理解や知識・技術を高めるためだけでなく、支援者の自信につながります。

★ 組織・機関として対応する体制の整備

子ども虐待は多機関が連携協力して対応していくため、他機関に対応する時には、支援者個人の判断ではなく、組織としての決定を伝えることが求められます。

組織として対応するために、上司に支援の状況を報告し、組織の中で検討することにより、支援者の抱え込みを防止し、現場とはまた異なる視点からの検討も可能にします。そして、現場での支援者が、組織に支えられていると実感できる体制を整備することが、支援者の燃え尽きを防ぐために、必要です。

★ 支援チームの整備

支援者が孤立感や無力感に陥らないようにし、事例の抱え込みを防ぐためには、組織の中だけでなく他機関の支援者どおしが信頼できるチームをつくることが求められます。チームの中で忌憚のない意見を交換するだけでなく、時には愚痴をこぼしあうのも長期に渡る支援を続けるためには意味のあることです。

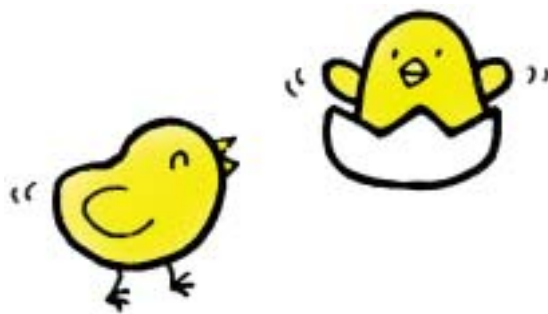
★ 支援者も自分自身を知る。

支援者が熱心であるほど、保護者や子どもに対する怒りや他の支援者に対する不満、問題解決に関する不安などの感情を抑圧してしまったり、無理をして働きすぎてしまうことがあります。注意しなくてはいけないのは、そのような状況になっている自分自身に気がつかなくなってしまうことです。自分の気持ちに正直に向かい合うこと、自らの役割や限界をきちんと把握することは、虐待に対応する上で非常に重要です。支援者の自らの状況への気づきを促すためにも、組織的な対応やチームが不可欠です。

參考資料

事例

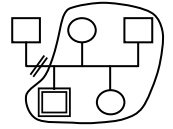
Q&A





事例

不自然なキズが多い男の子



学校

不自然なキズ
元気がない

保健室

校内で協議

母との面談

C小学校2年の担任B先生は、A君が最近何かと保健室に行くことが多く、時に腕や足にアザがあるのに気づきました。また、元来明るく活発だったのに、最近は、感情を表に出さず、元気もなく、友達とも外で遊ぼうとすることも減ってきている様子です。そこで、養護教諭D先生に機会を作ってもらい、アザはどうしてできたものなのか、一緒にA君から話を聞くようにしました。A君はつまづいて転んで階段から落ちたと言っていました。D先生から見るとアザのでき方は不自然でした。

この事実を校長先生にも相談をし、許可を得て、母親を学校に呼んで、面談を行うことにしました。

アザのことを確認すると、母親は「Aは生活面でだらしない。小学生なのだから、自分のことは自分でできるはず。特に養父に対しての口のきき方がなっていない。きちんと育ててほしいから注意をしているのに、その場逃れの嘘も多くなってきた。嘘は絶対によくないことだから、そんな時にはしつけとして叩くことがある。」と言います。約半年ほど前からA君と一緒に住みはじめた養父も、そんな母と同じ考えで、しつけの方針を変えるつもりはないとのことでした。

教育委員会

通告

母親との面談の後、校長先生はB担任とD養護教諭らと、教育委員会に出向いて相談をしたところ、この事実を市に通告した方がよいとのアドバイスを受け、早速、それを実行しました。

市児童課

受理

通告を受けた市では受理会議で“調査”をしていくこととしました。主任児童委員が状況を確認すると、A君には1歳をちょっと過ぎたばかりの異父妹がいることがわかりました。その妹は市保健センターにおける健診がまだであったことから、当面、市の保健師が家庭訪問によりA君の妹や母親に対する育児支援をし、母親の相談にのりながら、A君への関わりについても考えて見るよう働きかけていく方針を試みることにしました。併せて、ケース検討会議にはB先生にも参加してもらい、A君の登校の状況や様子を注意深く観察し、変化があったら、市に連絡することとしました。

主任児童委員

調査

保健センター

学校での
サポート対応

C小学校では、登校はしてくるものの、最近、放課後、家に帰りたがらないA君をどのように支援するか、緊急職員会議を招集して対策をねり、保健室のD養護教諭がA君をきめ細かくサポートしていくこととしました。

保健センター
の具体的支援

その後、保健師とA君の母との信頼関係が築かれていく中で、母親と養父もA君の気持ちになって考えることができるよう変化し、A君の明るさ・活発さも取り戻されていくようになりました。

対応にあたっては、個人あるいはひとつの機関だけで事態の混乱を解消していくことは困難です。地域におけるさまざまな機関と協働できるよう、日ごろから連携を密にし、ネットワークを活用する姿勢が大切です。



気になる親子

親子交流サロン
(つどいの広場)

親子の様子

孤立した母

通告

市児童課

緊急会議

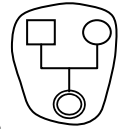
保健師

緊急対応・助言

サロンスタッフ
保育所
主任児童委員

ケース検討会議

交流の促進
家庭訪問
保育所での預かり
サークル勧誘



年少ぐらいのEちゃんと母親は、親子交流サロンに時々顔を見せていました。うまく遊びに入れないうち。母親はといえば、そんなEちゃんにあまり関わろうとせず、フロアの隅の方で他の母親たちが話しをしているのをボォッと見ていました。以前からそんな様子を気にかけていたサロンのスタッフである子育てアドバイザーが母親にさりげなく声をかけると、「育児で悩むことが多い。時々イライラして子どもを叩いてしまう。自分の子がかわいくないと思ってしまうこともある。どうしていいかわからない。」と堰を切ったかのように泣きだしてしまいました。

子育てアドバイザーはもう一人のスタッフとともに別室で母親の話しを詳しく聞くこととし、サロン長はまた別の部屋でEちゃんの状態確認をすると、からだのあちこちにアザがあるのを発見しました。そしてサロン長はこのことをすぐに市の児童課に通告し、併せて、泣いている母親への対応について相談しました。

通告を受けた市の児童課は早速緊急会議を開催。泣き出してしまった母親への対応については保健師から、子育てアドバイザーに対応のポイントを助言することとしました。また、情報の収集をするとともに、会議は一時的に止めて、親子交流サロンでの母の様子がどの様に変化していくか待ちました。しばらくして、十分に話しができたためか母親は落ち着いたとサロン長から報告がはいりました。会議を再開し、Eちゃんの様子からも、当日の危険性はないであろうことから、翌日、市児童課主催で、親子交流サロンのスタッフ、保育所職員、主任児童委員を召集し、今後のEちゃん親子の支援について、ケース検討会議を開催することとしました。

母親の話しによると、最近F市から転入してきたばかりで、父親は仕事が忙しく、帰宅は毎日午前さまで、妻や子どもに関わる時間をとる事も難しい状況にあるとのことでした。母親は慣れない地域で子育てをする中で、サロンには参加するものの、どう関わりを持っていったらいいかわからず、いわば、育児ノイローゼ状態に陥ってしまっていることがわかりました。

ケース検討会議では、親子交流サロンは、母親の相談にのりながら、他の親子との交流を促していくこと、主任児童委員には、家庭訪問をお願いし、Eちゃんが生まれる前に母親が趣味としていた手芸サークルなど地域参加を促してもらうとともに、サークルに参加するなどの際には一時保育の利用できることなど育児支援サービスについても説明し、母親のよき理解者となってもらうことなど、役割を分担しました。

最近、不安定な状態であった母親も、地域での支援が得られる中で、徐々に表情が穏やかとなり、交流サロンでは他の親子と一緒に遊ぶ様子も見られるように変化してきました。

親子交流の場まで足を運ばず、孤立している家族を支援していくことも重要な課題です。



児童相談所が虐待を告知

近隣住人

幼稚園等に行かない
はいかい児童

季節に合わない
服装

市児童課

受理・調査

学校

汚れた服装

おなかを
空かせた児童

民生児童委員 家庭相談員

から返事の親

児童相談所

虐待告知

ヘルパー

5歳のG君。本来であれば、幼稚園や保育園などに行ってもよいぐらいの子です。ある冬の寒い日、「公園で薄着のG君がお腹を空かせひとりであらうらしていた」ということが、近隣の人から市家児相に通告がありました。

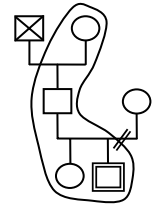
市児童課が受理会議をし、民生委員を通して情報収集調査をしたところ、この家庭は父子家庭で、祖母が元気な頃は、祖母がG君の面倒を見ていたとのことでしたが、最近は、祖母が病気がちで、G君の面倒を十分にみられないこと、また、G君の上に小学1年生の姉H子がいることがわかりました。小学校に照会したところ、H子は最近、同じ衣服を何日も着てきたり、忘れ物も多く、朝食を摂っていないのか、給食をガツガツと食べる様子も見られるとのことでした。

受理会議後の調査の結果を踏まえ、民生委員が祖母の様子をみるとともに、父親の在宅時に、家庭相談員が訪問し、父親に状況の改善を図るよう何回か話しをする機会を持ちました。その時は「分かりました」と返事をする父親なのですが、夜遅くまでの仕事のせいもあるのか、何の変化もないままの状況が続きました。

いっこうに状況が改善されないため、市では児童相談所に援助依頼をしました。そして、父親を児童相談所に呼び、児童相談所の児童福祉司から「これは不適切な養育であり、このままの状態が改善しないようなら子どもを施設に入所させるしかない」と指導しました。併せて、市は、声をかけてもらえれば必要な支援をすることを伝えました。

G君やH子に対してそれなりの愛情を持っていた父親は、児童相談所から言われたことによりかなりショックを受け、「子どもたちと別れて生活するのは嫌だ」との思いを強くした様子で、間もなく、G君の保育所入所のための手続きをするとともに、ゴミで散らかりがちであった部屋の掃除及び、食事準備のためのヘルパーの派遣を市に依頼してきました。

その後、子ども達の放置状況は改善の傾向にありますが、現在も、この家庭を地域で見守っている状況です。



家族に身近な市町村は、親の自主性を重視して親の気持ちに寄り添った支援を心がけ、虐待事実の告知といった親と対立的な構図となりやすい場面は、職権一時保護や立入調査等の権限行使ができる児童相談所が担うなど、機関が持つ特性に合わせた対応が求められる場合があります。基本的な役割分担について、事前に関係者間で共通認識を持っていると、イザと言うときに迅速な対応ができます。

ネグレクトが長期に及ぶ際の子どもの心理的ダメージは甚大です。地域で具体的な支援がどれだけできるか、その工夫がこれからも求められます。

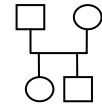


夫に殴られ入院した妻

医療機関

MSW

ある日病院に、足を骨折したという母親が運び込まれてきました。医師が状況を聴取したところ、夫に階段から突き落とされ骨折したことが判明しました。



児童相談所 一時保護所

その夫は仕事で留守のことが多く、母親の入院によって、子ども2人、年長女兒のI美と3歳男児のJ朗を養育する者がいないことから、病院のMSW(メディカルソーシャルワーカー)から児童相談所へ一時保護の依頼がありました。

児童相談所では、緊急受理会議において子どもたちの一時保護を決定。子どもが安心できる環境を提供するとともに、父親から母親への暴力を見て傷ついている子どものケアを行うこととしました。

配偶者暴力相談 支援センター

また、MSWは、母親に配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)について説明し、母親の了承のもと、DVセンターに通報しました。

DVセンターでは、MSWと協力して、母親のつらさを受けとめながら、DVや被害者支援に関する情報、一時保護中の子どもたちの様子などを伝えていきました。

そして、退院後は、夫と別れ、子どもと一緒に暮らしたいという母親の意向を受け、DVセンターでは、福祉事務所や児童相談所と連携を図りながら、母子の生活再建に向けた支援をしていきました。

DVケースの場合は、相談を受けるにあたって、まず被害者と子どもの安全を確認することが必要です。そのためには、DV被害者に関する情報の秘匿等について十分な配慮が必要です。その上で、被害者の思いを受け止めながら、DVや被害者支援に関する情報、DVが子どもに与える影響などを伝え、DV被害者の自己決定に基づく支援を行います。被害者の生活再建に向けた支援にも、関係者の連携が求められます。

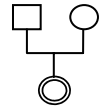


施設退所後の地域支援

施設

家庭支援専門相談員

乳児院入所後、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）のコーディネートのもと、定期的な面会や帰省を通して、子どもの家庭復帰を現実的に考える段階にきているケースです。



医療機関

親族支援のなさ

乳児院入所時、母親は産後うつで、医師から子どもと母親がしばらくの間離れて生活することを勧められました。父親は妻子に対する愛情はあっても、子育てに関しては具体的な協力がうまくできず、また、乳児の世話を頼める親戚もいませんでした。

児童相談所

市児童課

関係者で協議

児童相談所からの情報提供を受け、市は、乳児院と児童相談所と協議をし、更に、子どもが地域に帰ってきた際の家庭支援について、関係機関が分担する役割を決めるための関係者会議を招集しました。

保健センター

保育所

ファミリー・サポート・センター

子育て短期支援事業

医療機関は母親の病状のフォローをし、保健師は子どもの発達状況の確認と母親の精神的な面での支えをすること。育児負担を軽減するため日中は保育所を利用することとし、状況によってはファミリーサポートセンター機能を利用し送迎の手伝いを得、時にはショートステイのため子育て短期援助事業も活用すること。また、主任児童委員が家庭を訪問し、特に父親を地域の行事へと参加を呼びかけることなどを心がけていくこととしました。

具体的な家庭支援が得られる中で、地域での親子の生活が軌道にのり始めようとしています。

家族の再統合について

子どもの安全を守るためには、保護者から一時引き離すこともあります。多くの場合、「保護者等と子どもが安全に、安心できる状況でお互いを受け入れられるようになること」（家族の再統合）を目指します。

家族の再統合がうまくできた場合には、支援は終了となります。

留意しなければならないのは、家族の再統合は、必ずしも家庭において生活の場をともにすることではなく、状況によっては、離れて生活しながらも、お互いを家族として受け入れ、精神的・経済的に支えあったりする形等もあるということです。

また、家族再統合に向けた取組は、子どもが心身ともに健やかに発達し、自立を遂げるための養育環境として必要なことであり、家族再統合を急ぐあまり、子どもの安全確保とケアについての配慮を欠くことがないようにすることが不可欠です。

特に、性的虐待や重篤な虐待ケース、DVがある場合など、家族の再統合を目指すことは、非常に危険であり、子どもにとって有害であることが多いことに留意が必要です。

家族の再統合については、十分な見極めが必要です。

また、家族再統合にあたっては、地域支援は欠かせません。施設・児童相談所等と協働しながら、家族への支援を継続することが肝要です。

Q & A こんな時はどうしたらいいの？

Q1

これまで子ども虐待に対応したことがなく、最近の虐待死亡事件の報道等を見ると、通告等があった場合に、きちんと対応できるか心配でたまりません。今までどおり児童相談所に対応してもらうことはできませんか？

A

子ども虐待は、時には生命に関わる重大な問題であり、しっかりと問題を認識し、迅速に適切に対応することが求められます。そのため「虐待」という言葉には、一種おどろおどろしいイメージがあります。しかし、これまでも市町村では、地域の中で様々な問題や悩みを抱えた住民の方々に対応してきています。子ども虐待への対応も、そういった支援の一つであり、理不尽につらい思いをしている子どもに安心して生活ができる場を確保することです。

「虐待」と聞いて身構えてしまうことなく、「この家庭の抱える問題は何か、この家庭のためにどのような支援ができるのか」という視点から対応してみてください。

もちろん、わからないことがあったり、判断に迷ったりする場合には、速やかに児童相談所に援助を求めてください。

Q2

子ども虐待の早期発見の重要性もわかりますが、個人のプライバシーの尊重との兼ね合いはどのようにしたらいいのでしょうか？特に、行政機関が個人の家の中のことにあまり口をだすのは嫌がられます。

A

個人のプライバシーは十分尊重すべきです。しかし、子どもの安全の確保は、最優先すべき事項です。これまで、「法は家庭に入らず」といった言葉に象徴されるように、私的な領域への公的な機関の介入はできるだけ控えるべきといった風潮がありました。

しかし、家庭内の暴力は、それでは対応できないことから、虐待防止法や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」も整備されてきたのです。

とは言っても、実際に「子ども虐待」が行われているのではないかとってむやみに個人の家庭の中へ土足で踏み込むようなまねはできませんね。

そこで、普段から子どもや保護者に接する機会を活用し、親子の様子を確認しましょう。母子手帳交付時や母親学級、健診と言った母子保健活動や、「つどいの広場」「子育て支援センター」等子育てサービスの利用時などはもちろん、転入手続きや生活保護等の福祉サービス利用時においても、担当課と連携し、さりげなく親子の様子等を確認し(子ども同伴でない場合は、子どもの状況について聞くようにする)「気になる家庭」があれば、保健師の訪問や、民生児童委員等による日常生活状況の見守りなどにつなげていけるような体制の整備が求められます。その際、虐待の発見というよりは、子育てに悩みや困難を感じている家庭で、支援が必要かどうかという視点からのアプローチを行うことを前提とし、外からの支援が必要か、どのような方法で誰が接触することが適当か等について、客観的な判断ができるよう、複数の機関により総合的、多角的に検討することが適切です。

もちろん、通告等により子どもの安全が危惧される状況であれば、児童相談所等と連携し、毅然とした姿勢で介入していくことも必要です。

Q3

うちの町では、子ども虐待など起こったことがなく、相談窓口や担当課等の整備など必要とは思われませんが、いかがでしょうか。

A

これまで子ども虐待が起こったことがないというのは、地域で子育てを支えあうことができる基盤がしっかりしていたり、母子保健活動がしっかりと行われてきたということでしょう。

しかし、地域の社会規範がしっかりとしていると、それにそぐわない問題として子育ての不安感や負担感を訴えることができず、家庭の中に抱え込んでしまうこともあります。子ども虐待は、周囲に認識がないとなかなか見えにくい問題であることに、特に留意が必要です。

また、町の人口構成や出生数は変化していませんか？それに伴う地域社会の変化により、今後、子ども虐待がおこるおそれはありませんか？

予防（未然防止）のためにも、住民の方々に、子ども虐待問題への理解や、子どもや家庭に関する相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境を整備していくことは、非常に重要です。

Q4

出産前から養育能力に問題があり、母子保健担当者が支援をしてきた家庭で、出産後も子どもへの適切な関わりができません。どの時点で虐待事例として対応すればよいのでしょうか？

A

マルトリートメントの程度つまり、不適切な関わりから虐待までは連続的に進行するものであり、虐待か虐待ではないかの2分法的なとらえ方は、法的対応が必要な場合を除き、現場においては無意味です。特に、イエローゾーンとなってしまうと、親への関わりが非常に困難になる場合が少なくありません。虐待の未然防止のためにも、グレーゾーンから多機関で関わり、親子関係を見守りながら、子どもの安全について判断することが必要です。

Q5

一時保護等に関し、児童相談所の判断に納得できませんが、従うしかありませんか？

A

児童相談所はこれまで児童虐待に対応してきた経験や、専門職員の知識を活用して、子どもへの支援方針を検討し、また、市町村に対する助言等を行います。

子どもの一時保護は、一時的な安全を確保するためには有効な方法ですが、その間、子どもたちは学校へ通うことも、友だちに会うこともできません。何よりも、親子関係への影響は非常に大きく、親子双方に深いダメージを与えてしまうこともあります。

親子の分離が必要であっても、親戚の協力や保育所入所やショートステイその他の子育て支援策などの方策を総合的に検討する必要があります。

しかし、子どもや家庭の一番身近にいる地域の方々が、子どもや家庭の状況から受ける「感じ」や「インパクト」は、支援方針を検討する上で、貴重な情報であり、その情報を共有することは非常に重要です。

市町村も児童相談所も、ともに子どもの生命や安全を確保する責務を担っている以上、子どものために最善の対応ができるよう十分検討することが必要です。

Q6

保護者が支援を受け付けず、うまく関わることができませんが、どうすればいいでしょうか。

A

孤立しながら子育てをしている保護者等のなかには、支援をしようとしても「何の問題もない」といって、受け付けないことがあります。

誰でも自分の家のことに他人からなんやかや言われるのはいやなものです。

特に、地域から孤立している保護者等は、人とつきあうことが非常に苦手であったり、人との信頼関係をなかなか築けなかったり、自らの気持ちや状況をうまく伝えることができなったりします。保護者の心情や状況を受け止めることが必要です。

しかし、孤立したまま放置すれば事態は悪化する危険性があります。また、保護者との信頼関係が築けなければ有効な支援ができません。

相手の立場や相性等によって、保護者等の対応が変わることがあります。こういうときこそ支援者のネットワークを生かして、保護者が受け入れやすい人が支援の窓口の役割を担い、支援をつなげていくようにします。併せて、この役割を担う支援者のしんどさを受けとめ、支えていくことも必要です。

また、「何の権利があって他人のことを調べたり、口をだすのだ」と言われることもあります。そういう時には、冷静に説明できるよう、普段から、自分たちはどのような根拠に基づいて行動しているのか、法律や制度を十分周知するとともに、支援の方針等についても関係機関で共通認識を持つことが重要です。

Q7

親から殴られている子どもが、非常に反抗的で殴られても仕方がないと思ってしまうのは、支援者としては失格でしょうか？

A

虐待されつづけてきた子どもたちのなかには、言うことをきかないし、約束を破ったり、人の気持ちを踏みにじるようなことをする子がいます。それは、その子どもが、人生の最初の対人関係である母親等と安定した関係を築けず、優しくされた経験や自分の気持ちを大切にしてもらった経験がほとんどないからです。その代わり、暴力による人間関係を学んでいます。そして、どんなに優しくそうに見える人に対しても、「いつかきっと殴られる」、「嫌われる」という不安をいただき、その不安を抱える緊張に堪えられず、わざと暴力を誘発するような行動をして、怒られると「やっぱりこの人も親と同じだ」と逆に納得し、安心するのです。また、相手がどこまでなら怒らないか、本当に殴ったりしないのか、様々な形で、周囲の人間を試します。

だから、虐待を受けて育った子どもは、周囲からみて、「可愛げがない」、むしろ、「憎たらしい」ということも少なくありません。そして、本気で子どものことを思い、子どもと向かい合っていれば、時には「憎たらしい」と思ってしまうことは、仕方がないことです。しかも、子どもは、そんな大人の感情を非常に敏感に察知し、また、愛情を確認しようとする試し行動が増えます。これは、家庭という閉ざされた空間で虐待をエスカレートさせる1つの要因にもなっています。

しかし、子どもがそのような態度をとるのは、あくまで虐待の結果であり、その反対ではないことを、しっかりと理解する必要があります。

そして、できるだけ子どもの行動に振り回されないようにするためには、支援者自身のメンタルケアや支援者を支えるネットワークが必要です。

家族関係を図にしたものを見ますが、どのように作成すればいいのですか？

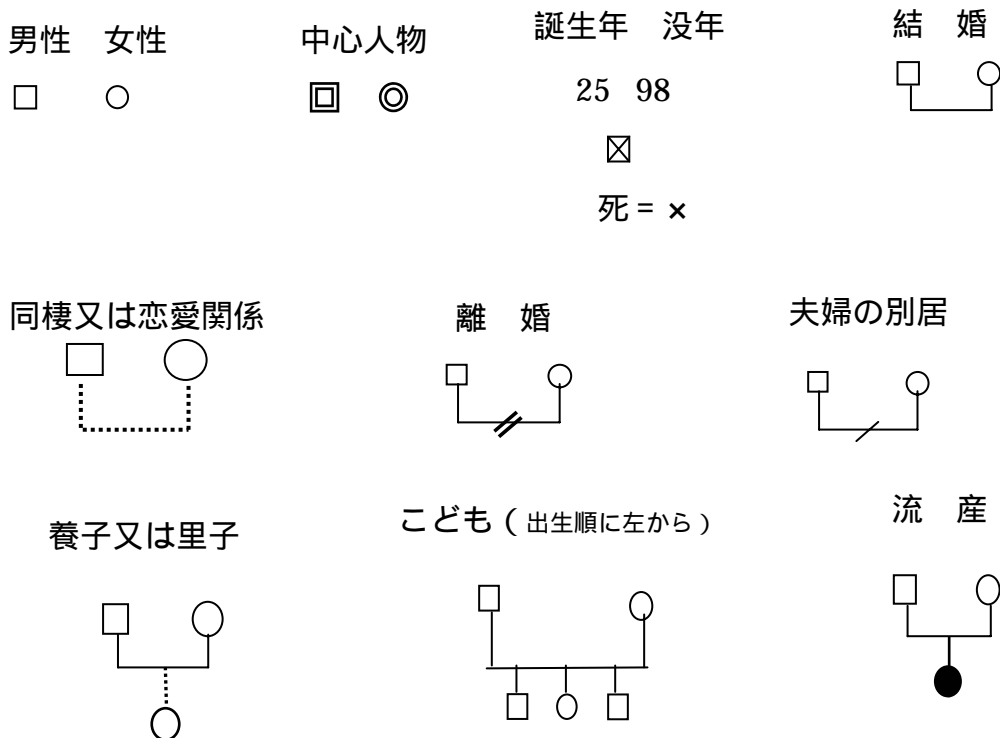
A

原則として3世代程をさかのぼる家族員(血縁ではなくとも同居したり、家族との関係が深い人を含む)の家系図を「ジェノグラム」と言います。

虐待が起こっている家庭は、家族構成等が複雑なことも少なくありませんが、ジェノグラムを作成すると家族関係が一目瞭然となり、問題を整理したり、家族の誰に働きかけたらよいか等の支援策を検討するのにも役立ちます。

ジェノグラムの基礎知識

家族の基本構造を表すシンボルに年月日や名前、その他の情報を記載します。同居家族を点線で囲んで示す  等の情報も記載します。

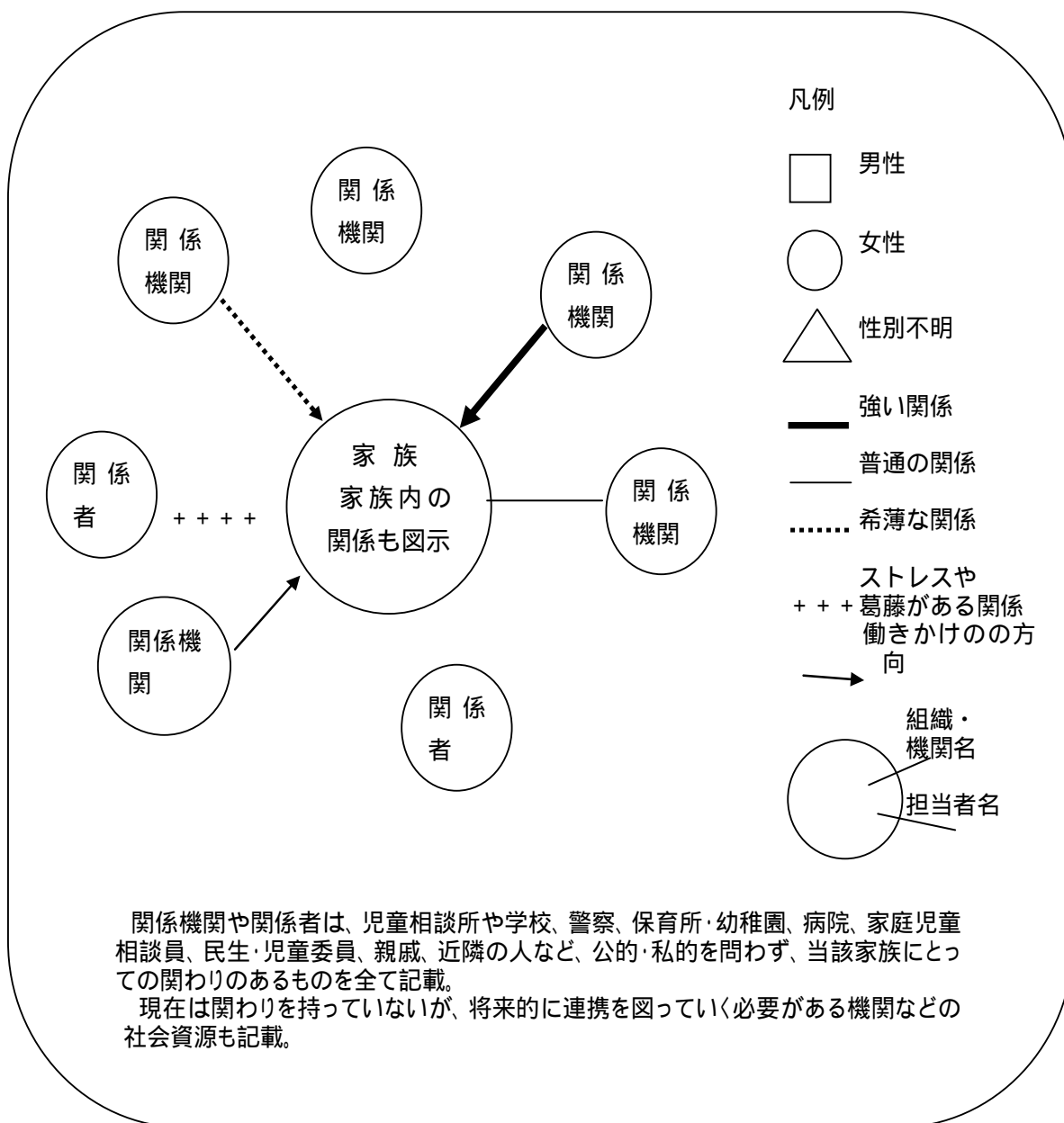


エコマップについて教えてください。

A

エコマップ（生態地図）は、支援を要する家族を中心として、その家族の問題や解決に関わると考えられる関係者や関係機関を記載したものです。

図式化することにより、全体の関係性を簡潔に把握することができ、各機関の役割を検討するうえでも有効です。適宜作成し、比較すると、支援の過程を通じた関係機関の関わりの変化を確認することができます。



このマニュアル作成にあたっては、下記文献等を参考にさせていただくとともに、市町村をはじめとする関係機関の皆様に御協力をいただきました。

参考文献等一覧

(厚生労働省発)

- 「市町村児童家庭相談援助指針」:(2005年2月)
- 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」:(2005年2月)
- 「児童虐待防止対策事業等の積極的な活用について」:(2004年5月)
- 「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」:(2004年2月)
- 「子ども虐待対応の手引き(平成12年11月改定版)」:(2000年11月)

(調査研究事業報告書)

- 「地域保健機関における子ども虐待支援」:平成15年度厚生労働科学研究補助金「子ども家庭総合研究事業」報告書 佐藤拓代他(2004年3月)
- 「市町村における児童虐待防止ネットワークづくりの基本と方法」:平成14年度児童環境づくり等総合調査研究事業 加藤曜子他(2003年3月)
- 「子ども虐待防止のための保健師活動マニュアル」:平成13年度厚生科学研究補助金「子ども家庭総合研究事業」地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究報告書 佐藤拓代他(2002年6月)
- 「市町村児童虐待防止ネットワーク調査研究報告書」:平成13年児童環境づくり等調査研究事業 加藤曜子他(2002年3月)

(書籍・雑誌)

- 「DVにさらされる子どもたち」:ランディ・バンクロフト/ジェイ・G・シルバーマン 金剛出版(2004年7月)
- 「新・子どもの虐待」:森田ゆり 岩波ブックレット(2004年6月)
- 「子ども・家庭への支援・治療をするために」:児童虐待防止対策支援・治療研究会編(財)日本児童福祉協会(2004年6月)
- 「新・子どもの世界と福祉」:竹中哲夫他編著 ミネルヴァ書房(2004年6月)
- 「新子どもの問題ケースブック」:長谷川真人、竹中哲夫編 中央法規(2004年5月)
- 「そだちの科学=2 特集子ども虐待へのケアと支援」:日本評論社(2004年4月)
- 「現代児童福祉論(第6版)」:柏女霊峰 誠信書房(2004年3月)
- 「Q&A 子ども虐待問題を知るための基礎知識」:小木曾宏編 明石書店(2003年12月)
- 「三鷹市の子ども家庭支援ネットワーク」:地域子ども家庭支援研究会著 ミネルヴァ書房(2003年11月)
- 「児童虐待と現代の家族」:中谷瑾子他編 信山社(2003年10月)
- 「子ども虐待の予防とケアのすべて」:子ども虐待の予防とケア研究会編 第一法規(2003年8月)
- 「DVと虐待」:信田さよ子 医学書院(2002年3月)

(他県作成マニュアル)

- 「市町村児童相談対応の指針」:埼玉県(2004年12月)
- 「みんなでネットワーク」:山口県(2003年3月)
- 「子どもへの虐待対応マニュアル(関係機関の連携版)」:北海道(2003年3月)
- 「子どもへの虐待防止 早期発見・早期援助のてびき 改訂版」:滋賀県(2002年8月)
- 「児童虐待対応の手引き」:静岡県(2001年3月)
- その他各県マニュアル

児童虐待対応マニュアル作成プロジェクトチーム

アドバイザー

淑徳大学社会学部社会福祉学科 日本子ども家庭総合研究所	教授 子ども家庭政策研究担当部長	柏 女 靈 峰
淑徳大学社会福祉実習指導センター	助教授	小 木 曾 宏

メンバー

総合企画部男女共同参画課	主査	島 石 耕 治
健康福祉部児童家庭課子ども家庭支援室	副主査	南 雲 孝 代
健康福祉部市川児童相談所	主席児童福祉司兼相談調査課長	並 木 正 子
健康福祉部柏児童相談所	上席児童福祉司	奥 野 智 禎
健康福祉部君津児童相談所	心理判定員	渡 邊 直
教育庁教育振興部指導課	副主幹	小 宮 満
教育庁教育振興部特別支援教育課	指導主事	熱 田 友 広
警察本部生活安全部少年課	調査官兼課長補佐	矢 野 義 春
市川市こども部子育て支援課	副主幹	龍 崎 和 則
健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室	主幹兼室長	高 安 成 誌
健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室	副主幹	浅 野 由 美 子
健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室	主任主事	横 田 路 子

所属・職名は、平成16年8月1日現在

市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル (平成17年3月)

【事務局】

〒260 - 8867

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室

TEL 043 - 223 - 2357

FAX 043 - 224 - 4085

E-mail katei7@mz.pref.chiba.jp